

## 第 7 4 号 議 案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、久留米市スポーツ推進審議会条例（平成 2 3 年久留米市条例第 3 5 号）第 4 条の規定に基づき、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第4条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	ミツノノ リョウイチ 満園 良一	久留米大学人間健康学部スポーツ医科学科教授	令和2年 1月1日 ～ 令和3年 12月31日
	ホリ ヒデユキ 堀 秀行	保健医療経営大学理事兼事務局長	
	アライ マ ミ 新井 真実	久留米信愛学院短期大学講師	
市議会	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員	
	トドロキ テルタカ 轟 照隆	久留米市議会議員	
	ナカムラ ヒロトシ 中村 博俊	久留米市議会議員	
学校体育	ババソノ トシユキ 馬場園 俊之	久留米市中学校体育連盟会長	
	イワキ キ ミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭	
関係団体等	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	
	オオトモ クニ子 大友 久仁子	久留米市剣道連盟事務局	
	タナカ タカ子 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	
	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブクラブマネジャー	
	サトウ ミツヨシ 佐藤 光義	(公財)久留米市体育協会常務理事兼事務局長	
その他市長 が特に必要 と認めた者	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会副会長	
	コガ キ ミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会	
	マツフジ ノリ子 松藤 倫子	健康運動指導士	
	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員	
	ミヤハラ ヨシハル 宮原 義治	久留米市市民文化部長	



久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧委員案 (H30.1～R1.12)		新委員案 (R2.1～R3.12)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	ミツノ リョウイチ 満園 良一	久留米大学人間健康学部 教授	ミツノ リョウイチ 満園 良一	久留米大学人間健康学部 教授
	ホリ ヒデユキ 堀 秀行	保健医療経営大学理事兼 事務局長	ホリ ヒデユキ 堀 秀行	保健医療経営大学理事兼 事務局長
	アライ マミ 新井 真実	久留米信愛学院短期大学 講師	アライ マミ 新井 真実	久留米信愛学院短期大学 講師
市議会	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員
	トドロキテルタカ 轟 照隆	久留米市議会議員	トドロキテルタカ 轟 照隆	久留米市議会議員
	ナカムラ ヒロトシ 中村 博俊	久留米市議会議員	ナカムラ ヒロトシ 中村 博俊	久留米市議会議員
学校体育	ババノ トシユキ 馬場園 俊之	久留米市中学校体育連盟 会長	ババノ トシユキ 馬場園 俊之	久留米市中学校体育連盟 会長
	イワキ キミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭	イワキ キミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭
関係団体等	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長
	オオトモ クニコ 大友 久仁子	久留米市剣道連盟事務局	オオトモ クニコ 大友 久仁子	久留米市剣道連盟事務局
	タナカ タカコ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	タナカ タカコ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事
	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー
	サトウ ミツヨシ 佐藤 光義	(公財)久留米市体育協会 常務理事兼事務局長	サトウ ミツヨシ 佐藤 光義	(公財)久留米市体育協会 常務理事兼事務局長
その他市長 が特に必要 と認めた者	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長
	コガ キミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	コガ キミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	マツフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士	マツフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士
	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	ミヤハラ ヨシハル 宮原 義治	久留米市市民文化部長	ミヤハラ ヨシハル 宮原 義治	久留米市市民文化部長

○ スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ 久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年12月14日久留米市条例第35号）（抜粋）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

R1.11.11からR1.12.10 受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和2年1月19日 8:30～12:15	第42回久留米市人権・同和教育研究集会 第14回久留米市社会人権・同和教育研究集会	久留米市人権・同和教育研究協議会(市同研)	石橋文化ホール、共同ホール、野中生涯学習センター、教育会館	後援	人権・同和教育課
2	令和元年12月21日(土) 9:00～16:00	第9回ふれあいスポーツフェスタ	久留米大学AST	久留米大学御井学舎 みいアリーナ(全館)	後援	体育スポーツ課
3	令和元年12月4日(土) 18:40～20:00	第12回スポーツ特別講演会 大林素子氏	株式会社サガン・ドリームス	鳥栖市民文化会館 大ホール	後援	体育スポーツ課
4	令和2年4月26日(日) 13:00～15:30	公益社団法人日本3B体操協会創立50周年記念プレ福岡県大会	公益社団法人 日本3B体操協会	久留米総合スポーツセンター 久留米アリーナ	後援	体育スポーツ課
5	令和2年1月25日(土) 9:00～17:00、 1月26日(日) 9:00～17:00	第24回三潨カップU-12、 第15回三潨カップU-10	FCグランディール三潨	県営筑後広域公園	後援	体育スポーツ課
6	令和元年11月30日(土) 11:00～17:00	久留米まちあそび人生ゲーム	エマックス・クルメ会	西鉄久留米駅及びその周辺	後援★	生涯学習推進課
7	令和元年12月15日(日) 13:30～16:00	令和元年度久留米市障害者問題啓発事業 地域障害者就労支援セミナー2019 A型事業所と企業のコラボレーション ～そして、その先の就職へ～	特定非営利活動法人 SNetくるめ	久留米シティプラザ 中会議室	後援	生涯学習推進課
8	令和元年12月15日(日) 14:00～17:00	久留米工業大学吹奏楽団 第4回定期演奏会	久留米工業大学吹奏楽団	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推進課
9	令和元年12月17日(火) 17:00～20:00	ほとめきキャンドルナイトライブ2019	ほとめきイベント実行委員会	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	生涯学習推進課
10	令和元年12月22日(日) 14:00～17:00	3羽のペリカン親子ワークショップ	3羽のペリカン	野中生涯学習センター	後援★	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和元年12月22日(日) 16:00～18:30	第26回定期演奏会	久留米大学学友会吹奏楽部	石橋文化センター文化ホール	後援	生涯学習推進課
12	令和2年2月13日(木) 11:30～15:30	懐メロを唄う会新春定例会	令和に皆で懐メロを唄う会	くるめりあ六ツ門3階多目的ホール	後援	生涯学習推進課
13	[福岡公演] 令和2年2月15日(土) 開場13:30 開演14:00 (終演予定15:40) [久留米公演] 令和2年2月16日(日) 開場16:30 開演17:00 (終演予定18:40)	コンセール・エクラン福岡古楽シリーズVol.12 ファンダンゴ～若きベートーヴェンと同時代の作曲家たち～	一般社団法人九州音楽文化振興会	[福岡公演]ドージャー記念館(西南学院大学博物館) [久留米公演]日本福音ルーテル久留米教会	後援	生涯学習推進課
14	令和2年2月22日(土) 10:00～12:00	第44回教育講演会「あのね…」	福岡県教職員組合久留米支部	石橋文化センター共同ホール	後援	生涯学習推進課
15	令和2年4月5日(日) 13:50～16:30	明善高等学校管弦楽部 第48回定期演奏会	福岡県立明善高等学校	久留米石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
16	令和2年4月26日(日) 9:50～18:00	第15回シニアコーラス・フェスティバルinふくおか(久留米)	福岡県合唱連盟	久留米シティプラザザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
17	令和2年5月17日(日)、 7月19日(日) 10:00～17:00	実践的カウンセリング講座(基礎)	NPO法人おせっかい工房咲風里	久留米市民活動センター みんなくる	後援	生涯学習推進課
18	令和2年5月31日(日) 13:00開演予定	第31回くるめ新人演奏会	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
19	令和2年2月23日(日) 8:30～18:00	第十回三潯旗争奪剣道大会	三潯地域剣道連盟	久留米市みづま総合体育館	後援	城島総合支所文化スポーツ課

令和元年第6回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨  
 質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
小林 ときこ 議員	1 教員の働き方について (1) 労働の実態について (2) 変形労働時間制について 2 子ども医療費助成制度の拡充について (1) 子どもの歯科口腔保健について
金子 むつみ 議員	1 学校給食について (1) 給食調理室について (2) 給食パンのグリホサート残留について
吉武 憲治 議員	1 教員間いじめについて 2 学習漫画の効果について (1) 朝読書での「学習漫画」の取り組み状況について
森崎 巨樹 議員	2 公共施設及び設備について (1) 小学校校舎及び設備について
早田 耕一郎 議員	2 久留米市の学力状況とその改善策について (1) 児童生徒への施策について (2) 家庭及びコミュニティへの施策について
藤林 詠子 議員	2 市長の学校教育に関する基本認識と教育施策について
石井 秀夫 議員	3 久留米版コミュニティスクールについて (1) 地域学校協議会について (2) 文部科学省が推進するコミュニティスクールについて
吉富 巧 議員	2 学力向上における地域との連携について
田住 和也 議員	2 小学校給食について 3 働き方改革について (2) 教職員の現状と課題について

(教育部関係)

## 個人

【質問議員】 小林 ときこ 議員

【質問要旨】 1 教員の働き方について  
(1) 労働の実態について

【質問趣旨】 久留米市の教員の労働の実態をどのようにとらえているのか。また、多忙化解消のためにどのような取組を進めているのか。

【回答要旨】 1 久留米市の教員の労働の実態

文部科学省が平成 29 年度に公表した教員の勤務実態調査の結果によりますと、いわゆる過労死ラインと言われる、月 80 時間以上の超過勤務を行っている教員は、小学校で 33.5%、中学校で 57.6%となっています。

久留米市におきましては、本年 5 月から、始業前や休日も含め、IC カードタイムレコーダーによる勤務実態の正確な把握を行っております。夏季休業中の 8 月を除いた 10 月までの平均では、月 80 時間以上勤務する教員が、小学校で 11.6%、中学校で 25.4%という結果となりました。文部科学省の調査結果と比較しますと低い数値となっておりますが、依然として 80 時間を超える教員がいることから、実効性のある働き方改革の推進は重要な課題であると考えております。

2 多忙化解消の取組

市教育委員会としましては、学校における働き方改革を推進するため、教育部内に「久留米市立学校における働き方改革推進本部」を昨年 5 月に設置し、これまでに、お盆の時期に 5 日間の学校閉庁日の実施や、留守番電話の設置、印刷やデータの入力などの事務作業を支援するスクール・サポート・スタッフの試行的な導入、テレワークの試行、学校に対する調査業務の精査など、具体化できる方策については順次、取り組んでいるところでございます。

【質問要旨】 1 教員の働き方について  
(2) 変形労働時間制について

【質問趣旨】 教員に 1 年単位の変形労働時間制は導入すべきではないと思うが、この制度をどのようにとらえているのか。

【回答要旨】 1 1 年単位の変形労働時間制について

1 年単位の変形労働時間制は、1 週間あたりの労働時間が 40 時間を超えないことを条件に業務の繁忙の状況に応じて労働時間の配分を認める制度であると認識しております。この制度を自治体の判断で教員へ適用可能となる改正法律案が、先日、12 月 4 日の参議院本会議で可決され、成立したところです。

文部科学省では、この制度の導入により、教員の勤務時間にメリハリを付けることができ、夏季休業期間などの長期休業期間中に教員の自己研鑽や休養の時間を確保することができ、資質向上や健康管理に資するものとされています。

しかしながら、文部科学省内での検討会議では、長期休業期間中においても、研修や部活動指導、保護者との面談などの業務があり、勤務時間を短くすることは困難ではないかという意見や、育児や介護を行う者などへの配慮が必要になるのではないかという意見も出されています。

2 今後の方向について

市教育委員会といたしましては、まずは、県と情報共有を行いながら、他自治体の情報収集にも努めていきたいと考えております。

- 【質問要旨】 2 子ども医療費助成制度の拡充について  
(1) 子どもの歯科口腔保健について
- 【質問趣旨】 ①小・中学生のむし歯未処置者の現状は。  
②現在行っている取組について。  
③学校での歯科検診でむし歯の多かった子どもへの対応は。
- 【回答要旨】 1 久留米市の児童生徒のむし歯の状況  
子どものむし歯の状況ですが、市教育委員会が2年に1度実施する「学校保健統計」の平成30年度の結果によりますと、未処置のむし歯がある児童生徒の割合は、小学生男子28.4%、女子26.8%、中学生男子25.7%、女子29.3%となっています。この割合は、近年、減少傾向にはありますが、全国や福岡県平均と比べると高い水準にあり、中学生女子は、全国平均と比べて約14ポイントの差がある状況です。
- 2 現在、行っている取組について  
市教育委員会では、むし歯予防の取組としましては、乳歯から永久歯に生え変わる時期である小学2年生を対象に、学校へ歯科衛生士を派遣して歯磨き指導を行う「歯科保健指導事業」を平成27年度から実施しています。
- 3 学校での歯科検診実施後の対応  
学校の歯科検診で、むし歯の本数が多かった子どもの家庭状況調査などは行っていませんが、未処置のむし歯が見られた児童生徒の保護者には、本数に関わらず、学校から保護者へ検診結果を文書でお伝えし、医療機関への受診勧奨を行っているところです。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

- 【質問要旨】 1 学校給食について  
(1) 給食調理室について

【質問趣旨】 給食調理室が過酷な労働環境となっている問題について、市としてどのように考えているのか。どのように対策しているのか。

- 【回答要旨】 1 給食調理室における空調設置について  
国が定めた学校給食衛生管理基準では、食中毒の原因となる細菌の繁殖を防ぐため、給食調理室の温度は25℃以下に保つよう努めることとされております。さらに調理員の労働環境の整備という面からも、空調設備の設置は必要であると認識しております。  
自校方式の給食調理室については、学校給食衛生管理基準に適合させるため、空調設備の設置を含めた改修工事を計画的に進めており、現在、自校方式42校のうち6校で空調設備を整備しております。  
なお、空調設備の全校設置は、相当の年数と経費を要することから、応急的な措置として、衛生面や施設構造上、設置が可能な学校34校にスポットクーラーを配備しております。

## 2回目

- 【質問要旨】 1 学校給食について  
(1) 給食調理室について

【質問趣旨】 ①調理員の体調不良の状況を把握していると思うが、体調不良が多い日の日付、温度、人数、特徴は。

②今後、対応としてどのようなことを考えているのか。

**【回答要旨】**

1 調理員の体調不良者の状況について

調理員の体調不良者の状況につきましては、空調未整備の自校方式校 36 校のうち 23 校で発生し、残る 13 校では、未発生となっております。

少しでも暑さによる体調不良があったと訴えた調理員の数を集計した結果、最も多い日は、7月16日、最も高い温度に到達した給食室の温度は、42度、人数は、56人、特徴は、一時的に頭痛、めまい、倦怠感など、熱中症の症状が出ております。

2 今後の対応について

現在、調理員の熱中症予防としましては、空調設備のある休憩室を積極的に活用し、こまめな休憩と水分補給を行うよう、朝礼などの際に、注意喚起を行うこととしております。

また、学校給食調理等業務の受託業者において、経口補水液の常備、さらには保冷材ベストの着用などといった対応がとられております。

今後は、これまでの対応を継続していくとともに、体調不良者が発生していない13校の取組をはじめ、現場で働く調理員や学校栄養士などの意見も聞きながら、より効果的な熱中症予防について、検討したいと考えております。

なお、9月議会で市長もお答えしたとおり、空調設備の全校設置は、相当の年数と経費を要することから、長期的には自校方式から給食センター方式への切り替えを含めて検討していく必要があると認識しております。

今後とも、市議会のご意見も伺いながら、進めていきたいと考えております。

**3回目**

**【質問要旨】**

1 学校給食について

(1) 給食調理室について

**【質問趣旨】**

スポットクーラーの設置によってどのような効果があったのか。また、センター化についての見解を伺いたい。

**【回答要旨】**

スポットクーラーの効果ですが、作業の全工程を通じては一定の効果があったという報告は受けているところであります。

今後の調理員の熱中症予防につきましては、これまでの取組に加えまして、保冷材ベストの着用の更なる促進、給食調理室内の熱源を抑制できる献立の工夫、これらのことを進めますとともに、他自治体で取られている対策も調査しながら、調理員の労働環境の改善にしっかりと取組んでまいりたいと考えております。

また、少子化や施設の老朽化など様々な状況があります中で、9月に市長が答弁しましたように、自校方式から給食センター方式への切り替えは、給食調理室の課題を解決していくための長期的な対応策の一つであると認識しており、今後、市議会のご意見も伺いながら、進めてまいりたいと考えております。

**【質問要旨】**

1 学校給食について

(2) 給食パンのグリホサート残留について

**【質問趣旨】**

①グリホサートについて、どの様に認識しているのか。

② 久留米市の給食用パンは輸入小麦を使用しているのか。

**【回答要旨】**

1 グリホサートの認識について

グリホサートとは、アメリカなどで小麦を栽培する際に使用される農薬です。

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定では、人の健康に悪影響を及ぼさないよう、食品中に残留する農薬の基準値が定められており、小麦の残留基準値は、30 p p m と設定されております。

農民連食品分析センターの検査結果では、輸入小麦を使用したパンから、0.04～0.05 p p m のグリホサートが検出されたと聞いておりますが、残留基準値 30 p p m に対しまして約 600 分の 1 にあたる数値であり、国の基準値を大きく下回るものであると認識しております。

なお、安全性については、先の令和元年 5 月 22 日に開催されました第 198 回国会参議院消費者問題に関する特別委員会において質疑がなされ、国は、基準値以下であれば、安全性に問題が生じることはないかと答弁されております。

## 2 久留米市の給食用パンについて

本市では、週に 1 回、月に 4 回程度をパン食の日と設定しております。そのうち、1 回は久留米市の米で作った米粉パンを提供する日としており、残りは輸入小麦を使用したパンを提供しております。

### 2 回目

#### 【質問要旨】

- 1 学校給食について  
(2) 給食パンのグリホサート残留について

#### 【質問趣旨】

- ① 農民連食品分析センターの検査では、給食パンからもグリホサートが検出されている。この検査結果を受けこれまでどの様に対応したのか。
- ② 輸入小麦のパンの提供をやめて、米粉パンにしたらどうか

#### 【回答要旨】

- 1 検査結果による対応について  
給食パンに使用する輸入小麦は、グリホサートを含めて食品衛生法の基準に適合した小麦のみであり、基準値以下であれば、国により安全性に問題が生じるものではないとされていることから、特段の対応は行っておりません。
- 2 米粉パンの提供について  
農林水産省の検査に適合して輸入された小麦につきましては、国により安全性が確認されていると認識していることから、現行どおりの使用を続けてまいりたいと考えております。  
なお、地産地消の観点から、国産小麦を使用したパンや米粉パンを提供することについては、現在も可能な範囲で取り組んでいるところでございます。

### 3 回目

#### 【質問要旨】

- 1 学校給食について  
(2) 給食パンのグリホサート残留について

#### 【質問趣旨】

グリホサートの問題に対して国や県が有効な対応をしていないとあって、指示待ちではいけないと思う。国や県にしっかりした検査の申し入れをしていただきたいが、いかがか。

#### 【回答要旨】

小麦を輸入する際には、農林水産省が残留農薬の検査を行い、食品衛生法の基準の適合した小麦のみとなっており、その安全性が確保されていると承知していることから、国等への要望の予定はございません。  
しかしながら、今後とも、食に関する安全性の確保については、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 1 教員間いじめについて

【質問趣旨】 ①神戸市の教員間の暴力的ないじめについてどのように認識しているか。  
②久留米市の学校で暴力的ないじめの報告はきていないか。

【回答要旨】 1 神戸市の事案に対する認識

教員は、児童生徒を指導し、いじめをなくすための取組を進める立場にあり、今回の神戸市で発生したような暴力的ないじめは、職場環境を害するだけでなく、児童、生徒、保護者、地域に大きな動揺を与え、学校教育全体に対する信頼を失墜させてしまう、決してあってはならない重大な問題であると認識しております。

2 久留米市の現状

学校で発生した事件事故については、速やかに市教育委員会に対して報告することとなっておりますが、現在、同様の暴力的ないじめについての報告は受けておりません。

## 2回目

【質問要旨】 1 教員間いじめについて

【質問趣旨】 ①神戸市の事件が発生した後、久留米市教育委員会としてどのような対応をとったか  
②今後どのようにしていこうと考えているか。

【回答要旨】 1 久留米市教育委員会の対応

市教育委員会においては、神戸市の事案の報道を受けて市立学校の校長及び教頭宛に神戸市の事案を取り上げた不祥事防止の情報提供のメールを発信し、注意喚起を行いました。

また、11月の定例校長会においては、職員面談時に職員の悩み等の現状把握を行うことや学校における教職員のハラスメントの防止に努めること、教職員としての使命や自覚を促すことなどについて具体的に指示したところです。

2 今後の取組

市教育委員会としましては、今後も様々な機会を通じて教職員の服務規律の保持や倫理意識の向上を図るとともに、職員面談や相談環境の充実など学校における風通しのよい職場環境づくりの支援に努めていきたいと考えています。

【質問要旨】 2 学習漫画の効果について

(2) 朝読書での「学習漫画」の取り組み状況について

【質問趣旨】 朝読書をしている中学校で「学習漫画」を取り入れている状況を問う。

【回答要旨】 朝読書とは、学校の授業開始前の10分程度の時間を利用して行う読書活動のことで、生徒が選んだ本を読む学習活動です。その主なねらいは、「日常的に読書をすることで読書に対する意欲を高めること」「落ち着いた雰囲気での一日のスタートを切ることで、授業への集中度合いが増すこと」にあると考えています。

久留米市では、中学校17校のうち14校において朝読書が実施されております。その14校のうち歴史上の人物や古典、科学等の内容を漫画で描いた「学習漫画」を朝読書に取り入れている学校は、8校あります。

## 2回目

- 【質問要旨】 2 学習漫画の効果について  
(2) 朝読書での「学習漫画」の取り組み状況について
- 【質問趣旨】 学校の読書活動に「学習漫画」を取り入れることで、学習効果が高まると考えるが、教育委員会にその考えを問う。
- 【回答要旨】 読書による読解力や想像力、語彙力の育成は、学習の基盤として重要であり、令和3年度から中学校で全面実施となる新学習指導要領においても、読書活動等を通して語感を磨き、語彙を豊かにすることが強調されています。  
現在、久留米市の小・中学校の図書館には、「学習漫画」が置かれ朝読書や日々の読書活動に活用されています。  
市教育委員会としましては、「学習漫画」は、活字に苦手意識をもつ生徒に対しても、読書習慣へ導くためのきっかけとなり、歴史や古典、科学等の新たな知識獲得の機会として効果があると考えております。今後とも、児童生徒の読書への関心が高まるような蔵書の選定に努めてまいります。
- 【質問議員】 森崎 巨樹 議員
- 【質問要旨】 2 公共施設及び設備について  
(1) 小学校校舎及び設備について
- 【質問趣旨】 ①耐用年数や改修履歴などはどの様に管理しているのか。  
②標準仕様の統一化を行っているのか。  
③計画的更新が必要だと思うが現状と今後の考え方はどうか。
- 【回答要旨】 建築物の建築年度については公立学校施設台帳にて、また、改修履歴については工事台帳にて管理しています。  
近年建設した学校をもとに、基本的な仕様の統一をしています。改築など大規模な事業については地域の意見なども参考にしながら設計を行っています。また、設備についても、学校としての仕様の統一化を図っています。
- 1 久留米市の現状  
本市の小学校は、築30年以上経過した建物が全体の6割を占めており、経年劣化による建物の老朽化対策が不可欠となっています。  
また、すでに耐用年数を超えた空調機や電気設備等についても更新の時期を迎えています。  
現在、校舎等を建替える「改築事業」や建物の長寿命化を図るための屋上防水や外壁改修、また、トイレ改修、空調機の設置や更新、照明のLED化等、計画的な改修を実施しています。  
これらの整備には、多くの財源を必要とすることから、国庫補助等の有利な財源を有効に活用しながら取り組んでいるところです。
- 2 今後の考え方  
今後につきましても、国の本予算や補正予算に対して、本市の小学校の老朽化対策予算が盛り込まれる様に強く要望をしていくとともに、限られた予算の中、安全かつ快適な教育環境の改善を図るため、効率的かつ効果的な施設整備を行っていきたいと考えております。

## 2 回目

### 【質問要旨】

2 公共施設及び設備について  
(1) 小学校校舎及び設備について

### 【質問趣旨】

ますます少子化が進む中で、校舎の改修を含め計画的に考えていく必要があるのではないか。また、今後の小規模校対応も踏まえた小学校校舎の更新計画はどのように考えているのか。

### 【回答要旨】

市教育委員会が策定している「久留米市立小学校小規模化対応方針」に示しておりますように、小学校の小規模化対応は、子どもたちの教育条件・教育環境を整えることを目的としており、学校の統合を基本方針としております。中でも、複式学級の回避・解消を最優先で対応すべきという考えから、現在、下田小と浮島小で統合のための取組を進めているところです。

少子化が進み、施設や設備の更新を進めるに当たっては、経過年数や使用状況に応じて計画的に進めるとともに、限られた予算の中で効率的かつ効果的な整備を行う必要があると考えます。

今後、少子化がさらに進む中では、小学校の統合は避けて通れない課題だと認識しており、統合の取組を進めていく上では、言うまでもなく子どもたちを中心とした視点を第一に、教育条件・教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

### 【質問議員】

早田 耕一郎 議員

### 【質問要旨】

2 久留米市の学力状況とその改善策について  
(1) 児童生徒への施策について

### 【質問趣旨】

市立中学校の学力の状況と、その改善のための取組や成果について問う。

### 【回答要旨】

1 市立中学校の学力の状況

市立中学校の学力の状況については、久留米市学力・生活実態調査や全国学力・学習状況調査において全国平均を下回るなど、依然として課題があると認識しております。

この要因としては、中学校進学とともに学習内容が増加し、難易度も上がることに對し、学習内容を確実に身に付けさせるための授業の工夫や、家庭学習の習慣づくりのための取組が十分ではないことにあると分析しております。

2 学力向上の取組について

このような状況を受け、市教育委員会では、今年度から全ての小中学校に学力向上プランの作成を求め、学校全体で授業改善や家庭学習の取組を計画的に推進する仕組みづくりを進めています。

各学校の授業では、学習につまずきが見られる生徒へのきめ細やかな指導・支援のために、数学や英語等において2人体制で授業を行う少人数授業を可能な限り取り入れています。

また、授業以外では、学習習慣づくりのために、中学校7校をモデル校として学習コーディネーターを配置し、放課後等学習会の充実を図っています。

さらに、今年度から、学力向上実践推進校事業を小学校2校、中学校1校で開始しました。これらの推進校では、県の指定を受けて成果をあげた牟田山中学校の事例を参考とし、市教育委員会のサポートチームと協働しながら学力向上の取組を進めてい

ます。

これらの取組に加え、教職員の意識が一体となった学力向上の組織的な取組が進み、授業改善や学習習慣づくりへの成果が表れるような教育予算の増強や市教育委員会の体制整備などについて、総合教育会議の議論を踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

本日も、このあと総合教育会議がありますが、例えば、学習と睡眠のあり方に関して、医学の先生のほうから講義もあります。いろいろなことを見ながら、できることは何かということを一生涯懸命にしているところでございます。

## 2回目

【質問要旨】 2 久留米市の学力状況とその改善策について

(1) 児童生徒への施策について

【質問趣旨】 落ち着いて学習に取り組むことが苦手な生徒へのきめ細やかな指導や支援のために、どのような取組をしているのか。

【回答要旨】 市教育委員会では、落ち着いて学習に取り組むことが苦手な児童生徒には「学習ルールの明確化」「学習の見通しの提示」「シンプルで読みやすい板書」など、誰もが分かりやすく安心して参加できる授業への改善を進めています。また、これらの取組を進めながら、教職員への研修の充実を図っているところです。

今後「学習への集中力が続かない」「一斉指示では内容の理解が難しい」等の個性や特徴を持った児童生徒だけでなく、より多くの児童生徒に適応するため、ICTを利用した先進技術の導入や、早寝早起きによる生活習慣の改善等により、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるようにすることも総合教育会議で議論しています。

先ほども説明しましたが、本日の総合教育会議の中で、明善高校での昼寝の導入などで有名な久留米大学の内村教授の講演もありまして、その資料を見ていますと、睡眠時間と学習の集中力は非常に関係が深いということもしっかりと研究していきたいと思います。また、一斉指導では内容の理解が難しい生徒に対しまして、様々なことが考えられますが、その一つとしましては、ICTを活用しまして、その子に応じた様々な指導ができるようなことも現在は技術的に可能になっております。こういうことも積極的に取り組んでいきたいと思います。

【質問要旨】 2 久留米市の学力状況とその改善策について

(2) 家庭及びコミュニティへの施策について

【質問趣旨】 学力向上のためには、家庭や地域の学力向上に対する意識を高める必要があると考えるが、どのような取組をしているのか。

【回答要旨】 1 基本的な考え方

児童生徒の学力向上のためには、学校の教育活動の充実とともに、家庭や地域に対して学力向上の意義や必要性についての理解を促し、学校・家庭・地域が協働した取組を進めていくことが効果的であると考えています。そのため、市教育委員会では、家庭や地域に対し、学力向上に関する情報提供等を積極的に行っております。

## 2 家庭や地域への情報提供等

具体的な取組として、家庭に対しては、各学校が学力調査の結果を児童生徒に返却する際、学校の学力状況や今後の取組、家庭学習の留意事項等を記載した文書と、市全体の学力状況に関する文書を併せて配布しています。

また、日本語のコミュニケーションが難しい保護者に対しては、各学校の状況に応じて配置している介助員や翻訳機を活用し、面談や家庭訪問等を通じて伝えています。

地域に対しては、各学校に設置する地域学校協議会で、児童生徒の学力面の課題について協議し、地域学校協議会としての提言や、家庭・地域の役割を発信するなど、学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組の推進を図っています。

## 3 今後について

文部科学省等が進める ICT 教育の手法の一つである Google for education 等のシステムを導入することにより、教員・児童生徒・保護者間の意思疎通や連携強化等を図ることが可能になると考えられています。

今回、文科省が進めておりますのは、一人の生徒も取り残さないということで、その生徒の習熟度に応じて様々な手当てができる。そういうシステムを使いまして、先生と保護者のコミュニケーションもよくするというので、様々なことができるのではないかとということで、現在一生懸命研究しているところです。

今後、このような新技術を積極的に取り入れていくことも、総合教育会議で議論していきたいと考えております。

【質問議員】 藤林 詠子 議員

【質問要旨】 2 市長の学校教育に関する基本認識と教育施策について

【質問趣旨】 市長は、9月議会の提案理由で、久留米市の教育について「孟母三遷のまち久留米」のブランドづくりなどと説明したが、改めて学校教育に対する基本認識を問う。

【回答要旨】 1 学校教育に関する基本認識

私は、未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち、個性と能力を社会の様々な場で存分に発揮し活躍できるよう、市立学校の教育の質と量の向上を実現することが重要であると考えております。

そして、この質の高い教育と熱心な市立学校の取組から選んでいただけるような「孟母三遷のまち久留米」のブランドを確立し、魅力ある学校づくりを進めていきたいと考えております。

## 2 教育施策に対する考え方

私は、先ほど申し上げた基本認識のもと、大きく3つの考え方に基づき、教育施策を進めていきたいと考えています。

一つ目は、学力向上と教員の役割の見直しです。学校教育の本質は学力の向上であり、社会を生き抜くためには最も重要です。併せて、子どもたちを教え導く教員の働き方改革を進め、子どもたちにしっかりと向き合う体制を確立したいと考えています。

二つ目は、教育ICTの推進です。私は、子どもたちがこれからの情報社会に適応するだけでなく「誰ひとり取り残さない多様性と価値創造」を実現するためにも必要

なものであると考えています。

三つ目は、体力や運動能力の向上です。これらは生活や仕事の資本となるだけでなく、集中力や競争力の源として大切です。

また、本市出身の素根輝選手の東京オリンピック出場が久留米を元気づけたように、久留米の教育ブランドの確立にもつながるものと考えています。

私は、このような考え方にに基づき、今後教育委員会や学校と連携しながら教育の質と量の向上に取り組んでいきたいと考えております。

## 2回目

【質問要旨】 2 市長の学校教育に関する基本認識と教育施策について

【質問趣旨】 障害、虐待、貧困などの困りごとを抱える子ども達に目を向け、子どもが安心して学校生活を送るための環境整備が重要ではないか。

【回答要旨】 1 久留米市教育に関する大綱について

現在、市長と教育委員で構成する総合教育会議において、各校長の意見も踏まえながら、「久留米市教育に関する大綱」を精力的に策定しているところです。

その中では「学びが人をつくり、地域が人を育み、輝く未来を創る」を基本理念に、学校教育における施策の方向性の一つとして「安心して学べる教育環境づくりの推進」を掲げたいと考えております。

具体的には、学校教育全体を通して人権尊重の意識を形成し、「障害者や外国人などに係る人権課題の解消を進めること」「いじめ・不登校の防止と解消の取組をきめ細やかに行うこと」「特別支援教育や日本語教育を充実して個に応じた支援をすること」「学校・家庭・地域が連携して貧困対策や虐待・非行の防止等に取り組むこと」などを重点としています。

2 久留米特別支援学校について

先日、久留米特別支援学校を訪問し、施設の老朽化や教室・教員の不足という厳しい状況を目の当たりにしました。この点に関しては、学校教育法第 80 条に基づき設置義務を有する県とも相談し、早急な改善策を打っていききたいと考えております。

また、昨日、市長と教育委員会で構成します総合教育会議が行われました。不登校や発達障害等を含む子どもたちの状況等につきましては、早寝・早起き・朝食を食べることが重要だということが久留米大学医学部の内村教授の講義でよくわかりまして、大変有意義でありました。いわゆる医学的な見地であります。海外におきましては、睡眠学という学問で、特にヨーロッパにおきましては、しっかりと睡眠をさせる。このことが、不登校や発達障害を含む子どもたちの現状に寄与するということもありました。こういったことも含めまして、今日ご指摘も踏まえながら総合的に考えていきたいと思っております。

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 3 久留米版コミュニティスクールについて

(1) 地域学校協議会について

【質問趣旨】 学校・家庭・地域が連携する場として、久留米市には地域学校協議会があるが、その内容と活動状況はどのようなものか。

【回答要旨】

1 地域学校協議会の制度について

現在実施している第3期久留米市教育改革プランでは、「久留米版コミュニティスクールの推進」を重点の一つに掲げ、学校・家庭・地域の協働を積極的に進めていくこととしています。

久留米市では、その実働組織として、教員・保護者・地域の方々に構成する「地域学校協議会」を全小中学校に設置しています。なお、久留米特別支援学校と市立高校には、学校評議員制度を導入しております。

2 地域学校協議会の活動状況について

地域学校協議会は、学期に1回程度開催されており、校長と学校運営方針を共有しながら、子どもたちの状況を踏まえ、学力面と生活面から学校・家庭・地域への提言を行ったり、学力や不登校などの教育課題に関する学校の取組を評価したりする役割を担っています。

特に、本市の大きな特徴として、各学校や地域の特色を活かした取組を学校・家庭・地域が協働して実施する仕組みを構築していることが挙げられます。

具体的には、昔遊びや交通安全、農業などの指導者をゲストティーチャーとして招聘したり、地域の祭りや自然を体験する活動を地域の方々と共に行ったりするなど、地域の人・もの・ことを活用し、地域の教育力を学校活動に取り入れた取組が多岐にわたり行われているところです。

また、市教育委員会では、学校・家庭・地域が連携した取組がより活性化するように各学校の規模や活動内容に応じた財政支援を行っております。

【質問要旨】

3 久留米版コミュニティスクールについて

(2) 文部科学省が推進するコミュニティスクールについて

【質問趣旨】

市の地域学校協議会の課題は何か。また、国が推進する学校運営協議会との違いをどのように捉えているのか。

【回答要旨】

1 地域学校協議会の課題について

現在の地域学校協議会の活動は、地域と協働して体験活動を行う取組は進んでいる一方、学力や安全安心な学校づくりなど、学校運営上の課題については、学校が設定する評価指標を地域学校協議会が評価するまでにとどまっている状況が見られます。

また、子どもたちを取り巻く課題の多様化・複雑化に対応するため、関係機関の参画を求めていく必要があると考えています。

2 学校運営協議会の違いとその捉え方について

国が推進するコミュニティスクールは、本市の地域学校協議会に相当する「学校運営協議会」が実働組織に位置付けられています。

本市との違いは、ご質問にもございましたとおり、大きく3点あり、「学校運営の基本方針について、国は承認するのに対して、市は学校と共有すること」「学校運営について、国は意見を述べるのに対して、市は提言すること」のほか「教職員の任用について、教育委員会に意見を述べるができること」があります。

こうした違いについて、本市は学校活動に地域の教育力を活かす「地域に開かれた学校」を主眼とするのに対し、国は学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を標榜している点において、学校と地域の連携協働をさらに進めたものであると捉えています。

そして、本市が現在策定している「久留米市教育に関する大綱」は、このような国の考え方に沿ったものであると考えております。

## 2回目

- 【質問要旨】 3 久留米版コミュニティスクールについて  
(2) 文部科学省が推進するコミュニティスクールについて
- 【質問趣旨】 市の課題を解消し、学校と地域が共に進んでいくためにも、国が推進する学校運営協議会に移行すべきではないか。
- 【回答要旨】 文部科学省が推進するコミュニティスクールの考え方は、現在策定している「久留米市教育に関する大綱」の「学びが人をつくり、地域が人を育み、輝く未来を創る」という基本理念と共通しています。  
市教育委員会としましては、学校と地域の関係性を深め、協働をより緊密なものにする必要があると考えています。そのため、本市の特長である地域の教育力を活かした多彩な活動のよさを活かしながら、関係機関も広く参画できるよう、国の動向を踏まえたコミュニティスクールへの移行に向け、地域学校協議会の組織や機能のあり方についての検討を進める予定です。
- 【質問議員】 吉富 巧 議員
- 【質問要旨】 2 学力向上における地域との連携について
- 【質問趣旨】 子どもたちが個性と能力を発揮し、社会で生きる力を育むためには、地域との連携が重要であると考えているが、現状と課題を問う。
- 【回答要旨】 1 基本的な考え方  
未来を担う子どもたちが、久留米への愛着や誇りを持って、将来の社会を生き抜いていくためには、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体力が重要であると考えています。  
そのことを踏まえ、第3期教育改革プランでは、子どもたちに育成したい力として「学ぶ力としての知」「つながる力としての徳」「やりぬく力としての体」のバランスが取れた「生きる力」を掲げ、学校・家庭・地域が連携した取組を推進しています。
- 2 現状と課題について  
現在、全ての市立小中学校において、地域学校協議会の提言をもとに、家庭や地域での役割を明らかにしながら、学力や体力の向上、規範意識の醸成等の取組を進めています。  
具体的には、学校・家庭・地域でビジョンを共有する「子育て10か条づくり」、基本的な生活習慣を作る「スローメディアや家族みんなで読書の日の取組」、世代間交流を通して道徳性を身に付ける「大人と議論する道徳」など、各校区の特色を活かした取組が行われているところです。  
市教育委員会では、地域学校協議会の会長等が集まる研修会を毎年度開催し、先進的な取組を紹介していますが、各学校間において取組の差が見られており、その解消が課題であると考えています。

## 2回目

【質問要旨】 2 学力向上における地域との連携について

【質問趣旨】 学校と地域の連携に取り組むモデル地域を作ることによって、効果的に全市へ広がっていくことができるのではないかと。

【回答要旨】 1 地域との連携のあり方について

学校と地域の連携によって、子どもたちの生きる力を育むことについては、現在総合教育会議で策定している「久留米市教育に関する大綱」において、「地域学校協議会の取組の充実による子どもたちの健やかな成長」を掲げることにしています。

今後、子どもたちを取り巻く様々な課題を解消し、学力や体力の向上、道徳性の育成、地域への愛着の形成等を一層進める観点から、国の動向を踏まえたコミュニティスクールへの移行に向け、地域学校協議会の組織や機能のあり方についての検討を進める予定です。

2 今後の進め方について

現行の地域学校協議会制度の導入は、山川小学校と筑邦西中学校がモデル地域の指定を受けたことから始まり、全ての小中学校への設置につながりました。

市教育委員会としましては、こうしたモデル地域の指定は有効であると考えており、地域学校協議会のあり方の検討においても念頭に置きながら、学校と地域の連携の充実を一層進めていきたいと考えております。

【質問議員】 田住 和也 議員

【質問要旨】 2 小学校給食について

【質問趣旨】 ① 給食調理室への空調設備の設置の現状と未整備校の調理員の熱中症対策を問う。  
② 残食率の現状と課題を問う。

【回答要旨】 1 給食調理室と調理員の熱中症対策について

国が定めた学校給食衛生管理基準への適合、また、調理員の労働環境の改善という面からも、空調設備の設置は必要であると考えております。

自校方式の給食調理室については、空調設備の設置を含めた改修工事を計画的に進めており、現在、自校方式42校うち6校で空調設備を整備しております。

なお、応急的な措置として、衛生面や施設構造上、設置が可能な学校34校にスポットクーラーを配備しております。

現在、調理員の熱中症予防としましては、空調設備のある休憩室を積極的に活用し、こまめな休憩と水分補給を行うよう、朝礼などの際に、注意喚起を行うこととしております。

また、学校給食調理等業務の受託業者において、経口補水液の常備、さらには保冷材ベストの着用などといった対応がとられております。

今後は、これまでの取組に加え、保冷材ベスト着用のさらなる促進や熱源を抑制できる献立の工夫を行うとともに、他自治体の状況も調査しながら、有効な対策を検討していきたいと考えております。

## 2 残食率の現状と課題について

残食率の現状は、第3次食育推進プランでは、令和2年度までの小学校の残食率の目標指数、パン3.0%、米飯2.0%、副食2.0%に対しまして、平成30年度は、パン2.6%、米飯2.3%、副食2.5%となっており、一部未達成の結果となっています。

残食になりやすい食材としては、家庭で不足しがちな野菜、魚、豆、海藻、きのこ類などがあり、また、家庭で食べ慣れていない噛み応えのある献立が残食となる傾向があります。

今後、児童の健やかな心身の成長と健康の保持増進のため、献立や調理方法の工夫によって魅力ある給食を提供するとともに、食育の観点から、食事の重要性や楽しさなどを教えていくことが必要であると考えております。

### 2回目

【質問要旨】 2 小学校給食について

- 【質問趣旨】
- ① 各校の体調不良者の状況を分析し、予算の範囲内で具体的な検討が必要ではないか。
  - ② 残食の課題への対応、地産地消による食育・環境教育についてどう考えているのか。

【回答要旨】 1 調理員の熱中症対策の具体的な検討について

当面は、これまでの取組を徹底するとともに、現場で働く調理員や学校栄養士の意見も聞きながら、効果のある改善策について検討していきたいと考えております。

特に、学校独自の取組や状況などにより、体調不良者が出ていない学校もあることから、それらの学校の現状を分析するとともに、他自治体で取られている対策も調査しながら、より有効な取組をしっかりと検討していきたいと考えております。

また、自校方式やセンター方式の話がございましたが、給食調理室の課題を解決するためには、長期的には自校方式からセンター方式への切り替えも解決の手法の一つとして検討する必要があると認識しております。

なお、検討を行う際には、保護者をはじめ学校関係者、そして市議会の皆様としっかりと協議をさせていただきたいと考えております。

## 2 残食の課題への対応、地産地消による食育について

残食率を減らす取組につきましては、児童の体調等に配慮した配膳を心がけるとともに、残食状況を分析しながら、魅力ある献立や調理方法の工夫に努めております。

併せて、食への関心を高める取組として、給食時間に学級担任と栄養教諭等が、給食に含まれる栄養素の話や健康に良い食事のとり方を児童に分かりやすく指導しています。

また、地産地消による食育につきましては、野菜作りや生産者との交流を通じて、地元生産者への感謝の心を養い、残さず食べることの大切さを学ぶ取組を進めております。

今後とも、「食の大切さ」、「食への関心」、「食への感謝の心」を養い、残さず食べようという意欲を持たせる取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

令和元年第6回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
吉武 憲治 議員	2 学習漫画の効果について (1) 中央図書館の「学習漫画」の蔵書数について
森崎 巨樹 議員	1 東京 2020 オリンピック・パラリンピックについて
	4 鬼夜について
山田 貴生 議員	2 歴史的資源の広報・啓発について

(市民文化部関係)

個人

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 2 学習漫画の効果について  
(1) 中央図書館の「学習漫画」の蔵書数について

【質問趣旨】 ・読書アンケートで不読率が悪化したが、その原因は何か。  
・「学習漫画」は、子どもが読書に取り組む効果が期待されるので、増やすべきではないか。

【回答要旨】 1 不読率悪化の原因について  
本年に実施しました、小・中学生、高校生の読書アンケートにおいて、不読率が悪化した原因としましては、  
(1) スマートフォンやタブレット、キンドル等の普及により、情報の収集や小説・漫画などの読書の方法が、紙媒体から電子媒体に移行していること  
(2) 中学生までの読書習慣の形成が不十分  
(3) 高校生になり読書への関心の度合いが低下  
などが大きな原因だと分析しています。  
また、アンケート結果からは、読書をする子どもとしない子どもの二極化が見られるとともに、「本を読むことが好き」と回答した子どもや保護者の割合が低下している結果となっています。

2 図書館における「学習漫画」の状況と今後の対応について  
「学習漫画」は、内容を文章ではなく、漫画によって表現することで、読者が理解しやすくした本であります。  
現在、市立図書館6館におきましては、歴史や伝記、科学、産業などさまざまなジャンルについて、約3,100タイトル、約9,500冊の学習漫画を所蔵しています。  
「学習漫画」は、子どもが読書に親しむきっかけになるものと考えられる為、今後も蔵書の充実を図ってまいります。

【質問議員】 森崎 巨樹 議員

【質問要旨】 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピックについて

1 回目

【質問趣旨】 ・前年の強化キャンプと事前キャンプはどのような進捗状況か。  
・機運醸成事業の実績及び、これから何をするのか教えてほしい。

【回答要旨】 1. 前年の強化キャンプと事前キャンプの進捗状況について

久留米市では、東京2020オリンピック・パラリンピックのケニア共和国、カザフスタン共和国のキャンプ実施に向けて準備を進めています。

本番1年前の強化キャンプにつきましては、カザフスタン共和国から複数の競技について申し入れがありました。最終的にはレスリングフリースタイル競技の実施に向けて準備を進めておりましたが、結果的にはこれもカザフスタン側の都合により中止となりました。

また、来年の事前キャンプにつきましては、両国とも、オリンピックは7月初旬、パラリンピックは8月初旬の2週間程度を想定して協議しております。

この事前キャンプを成功させるため、産・学・官の50団体からなる実行委員会を設立し、オール久留米体制で支援することとしております。

具体的には、練習会場の確保、各競技団体を通じた練習相手の調整を行うほか、久留米大学病院などと連携し、医療サポート体制についても、協議を行っております。また、選手の宿泊、食事等についても市内のホテル等と調整を進めているところです。

2. 機運醸成事業について

機運醸成につきましては、これまで、水の祭典や農業まつりのほか、民間団体が主催するポレポレ祭りなど、市内の様々なイベントを通じてPRを行ってまいりました。

また、街頭PRの実施や市内の公共施設等に横断幕等を設置してまいりました。

今後の予定ですが、今年度、オリンピックをお招きしたオリンピック競技を体験するイベントや少年健全育成駅伝大会へのケニア出身の陸上選手の参加等を計画しています。

さらに、来年5月には久留米市内にて聖火リレーも実施される予定であるほか、現在、Tシャツなどの応援グッズの販売も計画しており、今後は更に機運を高めて参りたいと考えています。

2 回目

【質問趣旨】 ・市にゆかりのあるオリンピックの活用はどう考えているか。  
・選手の情報収集について体育協会とどう連携しているのか。  
・みやま市でテコンドーのキャンプをするトンガ選手がカヌー出場も目指しているが、久留米市でのサポートや活用について。

【回答要旨】 1. 市にゆかりのあるオリンピックの活用について

先月の国際大会で優勝し、東京オリンピック出場が内定した女子柔道の素根輝選手をはじめ、引き続き出場が決まった選手等の状況把握に努めながら、特に久留米市にゆかりのある選手については、機を逃すことなく情報発信するなどして、機運の醸成を図ってまいります。

2. 選手の情報収集にかかる体育協会との連携について

国際大会、全国大会等に出場する選手の情報については、従来より、久留米市体育協会と連携し、市内各競技団体から情報収集し、トップアスリート支援事業等に活かしているところでございます。

今後も、体育協会と連携して各競技団体や関係者からの情報収集等に努めてまいります。

3. トンガ選手のキャンプについて

トンガ選手のサポートにつきましては、ご指摘のとおりトンガ共和国を含むオセアニアは、福岡県や関係自治体、さらには競技団体で対処すべきと考えております。具体的に関

係自治体より支援依頼があれば、ケニアやカザフスタン等の受入れに支障をきたさない範囲で対応できるか検討することになります。

【質問議員】 森崎 巨樹 議員

【質問要旨】 4 鬼夜について

#### 1回目

【質問趣旨】 重要無形民俗文化財としての鬼夜の重要性を、どのように認識しているのか。

【回答要旨】 1. 鬼夜の重要性について

鬼夜は、毎年1月7日に大善寺玉垂宮で行われております、鬼払いの伝統行事で、その始まりは古く、1600年以上前の仁徳（にんとく）天皇の時代、4世紀(368年)に<sup>さかのぼ</sup>遡ると伝えられています。

このように伝統ある鬼夜が、大善寺玉垂宮や鬼夜保存会、地域の方々のご努力によって、今日まで脈々と受け継がれていることには、大変、重要な意義があると思っております。

また、大松明（おおたいまつ）<sup>まわ</sup>廻しを含めた鬼夜の一連の神事は、非常に特徴的なものであり、平成6年度に、久留米市では唯一の国の重要無形民俗文化財に指定され、貴重な地域資源であると認識しております。

鬼夜は、国内外から多くの観光客が訪れる久留米市にとって重要な観光資源であり、しっかりと支援していく必要があると考えております。

#### 2回目

【質問趣旨】 大松明のかつぎ手不足も課題となっているが、鬼夜継承のため、市職員への参加の呼びかけや、自衛隊などへの協力要請ができないか、伺いたい。

【回答要旨】 1. かつぎ手支援について

多くの無形民俗文化財と同様に、鬼夜につきましても、伝統行事に携わられる方々の高齢化、人口減少等による担い手不足など、祭りの継承にあたって様々な課題があることは、承知しているところでございます。

鬼夜は、基本的には大善寺玉垂宮と、その氏子の皆様によって、千数百年にわたって継承してこられた神事ですが、中でも大松明（おおたいまつ）の“かつぎ手”不足につきましても、大きな課題であるものの、伝統の継承を破ることは別の意味で、大きな課題であります。

お尋ねの、市職員や自衛隊への参加協力の要請につきましては、まずは、実施主体であります大善寺玉垂宮や鬼夜保存会等のお考えを十分に踏まえなければならないものであり、市としましては言及すべき立場にはないと考えております。

【質問議員】 山田 貴生 議員

【質問要旨】 2 歴史的資源の広報・啓発について

#### 1回目

【質問趣旨】 市内には文化財などの歴史的資源が数多く存在するが、それらの広報や啓発については、どのような取り組みをしているのか。

**【回答要旨】** 1. 歴史的資源の広報・啓発について

久留米市には、177件の国・県・市の指定文化財と、7件の国登録文化財がございます。更に、未指定のものも含めると、数多くの文化財が市内各所にあり、歴史的資源が豊富なまちと言えます。

文化財につきましては、指定や登録によって保存を図り、市民にその重要性を知っていただくために、広報、啓発活動を行っております。

具体的には、

- ・「郷土の文化財」
- ・「歴史散歩」
- ・「文化財マップ」

などの印刷物を作成するとともに、市のホームページにも公開しております。

また、文化財などの歴史的資源をご理解いただくために

- ・「文化財企画展」
- ・「出前講座」
- ・「歴史ルートづくり事業」
- ・「発掘調査現地説明会」

など、様々な啓発活動に取り組んでおります。

**2回目**

- 【質問趣旨】**
- ・現状の取り組みは、十分とは言えないのではないか。
  - ・もっと広報や啓発を充実させるべきでは。

**【回答要旨】** 1. 広報・啓発の重要性について

文化財や歴史的資源の保存と活用を図るためには、広く市民にご理解とご協力をお願いすることが不可欠であり、またそのためには、わかりやすい広報や啓発が重要であると認識しております。

2. 広報・啓発の具体的事例

その具体的事例の一つとして、「ドイツさんと久留米」という写真やイラストを交えた読み物を、8回のシリーズで市のホームページに連載中で、第一次世界大戦時に、久留米市に設置されたドイツ人俘虜収容所のドイツ人たちが久留米市の産業や文化に与えた影響を紹介しております。

併せて、年末には、ベートーベンの交響曲第九番、いわゆる第九の久留米初演百周年記念事業として企画展を開催し、市民団体による第九の演奏会につきましても、久留米市内外に発信いたします。

このように、今後も市民の皆様に興味を持っていただけますよう、歴史遺産をストーリーによって関連付け、わかりやすく情報発信することを心がけながら、様々な媒体による広報や、参加型のイベント・講座等を企画し、工夫しながら広報・啓発を更に充実させるよう努力してまいります。

**3回目**

- 【質問趣旨】** 合川校区には、国指定史跡筑後国府跡があるが、この重要な史跡について、広報・啓発をどのように考えているのか

**【回答要旨】** 1. 史跡筑後国府跡の広報・啓発について

史跡筑後国府跡につきましては、平成7年度の国指定以降、指定地の公有化と管理を継続し、史跡の保護に努めているところでございます。また、現在、文化財保護法に基づく史跡保存活用計画の策定を進めております。

市民への広報につきましては、

- ・「ガイド・散策マップ 筑後国府跡」
- ・「筑後国府通信」

などの印刷物を発行・配布しております。

併せて、啓発の取り組みとしまして、合川小学校などへの出前講座や、校区コミュニティセンターにおける筑後国府展の開催、発掘調査時の現地説明会、体験発掘会などを行っ

てきております。

筑後国府に関する今年度の新たな取り組みといたしましては、夏至の日に高良大社・筑後国府・日吉神社・篠山神社を一直線に延ばした線上に夕陽が沈むことから、これらの写真やストーリーをSNS（市のフェイスブック）や広報くるめ等で紹介いたしました。

今後も、これまで以上に広報や発信に心掛けてまいりたいと考えております。

## 第8回「くるめ学」子どもサミットについて

### 1 目的

久留米の自然、産業、祭り、歴史、郷土の先人などについて知り、それを久留米のよさとしてとらえ、「ふるさと久留米」に対する誇りと愛情を育む「くるめ学」。子どもサミットを開催することで、各学校の「くるめ学」の学習成果を発表し合い、教職員に改めて「くるめ学」の趣旨や意義を周知するとともに、保護者や市民にも公開し、各学校における「くるめ学」が一層充実することを目指す。

2 期 日 令和元年11月26日(火)

3 会 場 石橋文化センター 文化ホール

4 参加者(356名)

児童生徒163名、小・中・特別支援学校の教職員77名、保護者・一般参加者105名  
来賓11名(市議会議員6名、別府市教育委員会4名、「くるめ学」編集者1名)

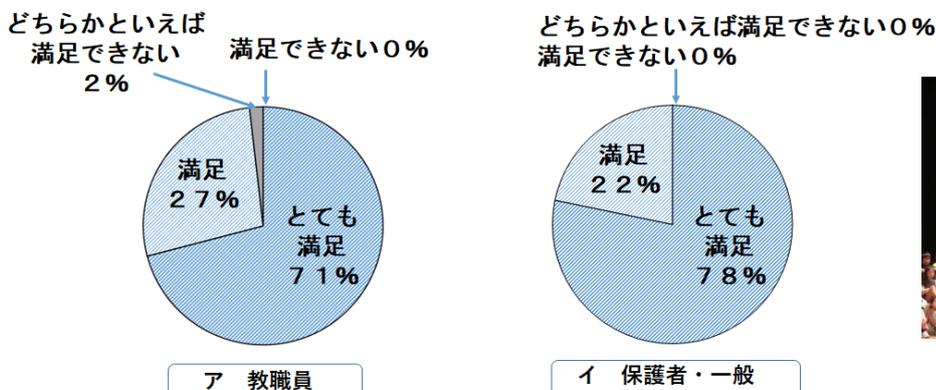
### 5 日程及び内容

日 程	内 容
13:45 14:00	受 付 開会行事 ・久留米市教育委員会あいさつ
14:15	発表 篠山小学校・山本小学校・江上小学校・良山中学校 (第3学年) (第3学年) (第5学年) (第1学年・第3学年)
15:15 15:25	休憩 シンポジウム「くるめ学」を通して学んだこと
15:45	休憩・移動(児童生徒は退場、帰校)
15:55	講話 「総合的な学習の時間の授業づくりのポイント」 学校教育課 指導主事
16:15	閉会行事 ・諸連絡・アンケート記入

### 6 アンケート結果 (回答数:教職員57、保護者・一般28)

(1) 参加者の満足度について

1. 本日の「くるめ学」サミットは、満足できるものでしたか。



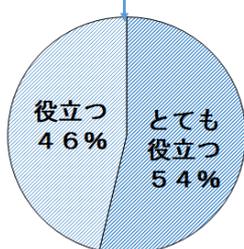
【発表の様子】

教職員の98%、保護者・一般の100%が、「くるめ学」子どもサミットに「とても満足・満足」と回答。特に、教職員の「とくに満足」と回答した割合は、昨年度より19ポイント増加している。

(2) 「くるめ学」の充実について

2. 本日の発表校の発表内容や方法は、各学校での「くるめ学」の充実に役立つものでしたか。

あまり役に立たない 0%  
役に立たない 0%



教職員

「このサミットが、各学校での『くるめ学』の充実に役立つか」の問いに、教職員の100%が、「とても役立つ・役立つ」と回答。

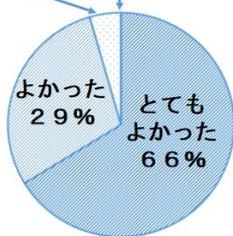


【シンポジウムの様子】

(3) 児童生徒の満足度、地域への興味・関心度について

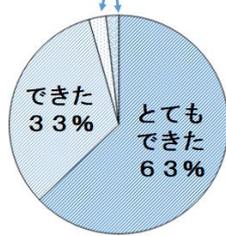
3. 「くるめ学」サミットに参加しての感想を教えてください。

あまりよくなかった 5%  
よくなかった 0%



4. 「くるめ学」の学習を通して、校区や久留米市のことが以前より好きになったり、興味をもったりすることができましたか。

あまりできなかった 2%  
できなかった 2%



「くるめ学」子どもサミットに参加して「とてもよかった・よかった」と児童生徒の95%が回答。

また、「校区や久留米市のことが以前より好きになったり、興味をもったりすることができたか」の問いに、96%の児童生徒が、「とてもできた・できた」と回答している。

(4) 感想、意見（主なものを抜粋）

① 教職員

- ・校区や久留米の良さをより引き出すような学びを発表していた。久留米に住んでいることを誇りに思う子どもたちが育っているなど思った。
- ・各学校の実態に応じた教材をうまく活用した実践を知れて勉強になった。
- ・各学校の発表の後、シンポジウムがあり、より具体的に学び方や学習を通して学んだことを知ることができた。また、シンポジウムで中学生に司会を任せるというのは、これまでにないパターンで工夫が感じられた。
- ・どの学校も計画的に学習を積み重ねてこられたことが分かった。久留米について知り、久留米のことを好きになることの素晴らしさを感じた。
- ・同じ石橋正二郎さんについて調べるにしても、アプローチの仕方が違ってよかった。
- ・シンポジウムは、児童生徒・教師の両方の視点があって面白かった。

② 保護者・一般

- ・どの学校もよく練られた構成で、楽しく拝見させていただいた。3年生の親しむレベルから5年生の考えるレベルへ。そして中学生の発信のレベルへと高まりが見られた発表だった。
- ・子ども達の視点・言葉での発表は、とても面白かった。子ども達にとって良い学びの場になったと思う。

③ 児童・生徒

- ・石橋正二郎さんが、世の中の人々の楽しみと幸福を強く願っていたことを知り、自分も正二郎さんみたいに人を大切にしたいです。
- ・久留米のことをたくさん知ることができて楽しかったです。聞いたこと以外の久留米のことをもっと知りたいです。

「次期久留米市子どもの読書活動推進計画」の策定について

1 3次計画（平成 29 年度～令和元年度）の総括

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「子どもの読書活動推進計画」を策定し、第 3 次計画においては、下記のとおり目標や数値目標を定め取り組みました。

目標	～家庭、地域、行政等の連携と地域社会全体での取り組みにより～ 子どもが心豊かな生活を送れるよう本との出会いと読書習慣の定着を進める
基本方針	① 市民、地域、行政の連携協力の推進 ② 子どもの読書活動のための環境整備の推進 ③ 子どもの読書活動推進を支える理解と関心
目標とする数値	不読率：小学生 2.5%以下 中学生 15%以下

(1) 目標とする数値の達成状況

目標とする数値として定めた不読率の調査結果は下記のとおりとなり、小・中学生の不読率は悪化する結果となりました。

区分	令和元年度目標値	平成 28 年度実績値 (前計画策定時調査)	令和元年度実績値 (次期計画策定時調査)
小学生不読率	2.5%以下	3.4%	6.0%
中学生不読率	15%以下	20.2%	20.3%

(2) 3次計画の成果と課題

子どもの読書活動推進計画の取り組み等により、家庭・地域、保育所等、学校、図書館の各領域において、子どもたちを取り巻く読書環境が整備されてきました。

一方で、今回の「子どもの読書に関するアンケート」において、読書量や不読率が悪化するという結果になりました。その背景や原因として次のようなことが考えられます。

- ① 読書に親しむ子どもとそうでない子どもとの二極化の進行
- ② スマートフォンやインターネットの急速な普及の影響

(3次計画の進捗状況)

項目	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度目標値
1 か月当り小学生読書量	6.8 冊	6.2 冊 (令和年度)	—
1 か月当り中学生読書量	3.0 冊	3.4 冊 (令和年度)	—
ブックスタート参加率	61.5%	59.4%	64%以上
学童保育所への団体貸出数	22,420 冊	28,265 冊	30,000 冊
(保育所等) 絵本スペースの整備	84%	86%	90%以上
(保育所等) 保護者への働きかけ	78%	100%	100%
小・中学校の年間学校図書貸出数	1 0 4 万冊	125 万冊	1 0 6 万冊以上
図書館児童書貸出数	536,530 冊	535,867 冊	57 万冊以上
図書館児童図書蔵書数	24 万冊	25.6 万冊	25.5 万冊以上

## 2 次期計画（令和2年度～令和7年度）について

### （1）次期計画の目標と基本方針

#### 目標

～家庭・地域、学校等、行政の連携と地域社会全体での取り組みにより～  
子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送れるような施策の充実を図る

#### 基本方針

- 家庭・地域、学校等、行政の連携・協働の推進
- 子どもの読書活動のための環境整備の充実
- 子どもの読書活動推進を支える理解と関心の普及・促進

### （2）目標とする数値

3次計画において、不読率改善の目標を達成できなかったため、引き続き小・中学生の不読率改善の数値目標を定めます。

項目	区分	令和7年度目標値	令和元年度現状値	(参考) 国の令和4年目標
不読率 (1ヶ月に1冊も本を 読まなかった割合)	小学生	2.5%以下	6.0%	2%以下
	中学生	15%以下	20.3%	8%以下

### （3）計画推進のための方策

#### 発達段階に応じた方策の方向性

- 乳幼児に対する「語りかけ」「読み聞かせ」の充実と保護者への啓発を充実します。
- 小学生に対する読み聞かせを充実します。
- 小学生の読書推進のため家庭・地域、学校、図書館は連携・協働して支援します。
- 中高生の主体的な読書への取り組みや友人同士で読書への関心を高める取り組みを家庭・地域、学校、図書館は連携・協働して支援します。

### 具体的方策

- 家庭・地域
  - (1) 家庭での読書活動への支援
  - (2) 地域での読書環境の整備
- 保育所・幼稚園・認定こども園
  - (1) 読み聞かせの実施と絵本スペースの整備
  - (2) 保護者への働きかけ
- 学校
  - (1) 学校と学校図書館の読書環境の整備
  - (2) 司書教諭・学校司書の充実
- 図書館
  - (1) 子どもの読書活動支援
  - (2) 子どもの主体的な読書活動への支援
  - (3) 学校図書館と図書館との連携強化
  - (4) ボランティア養成・支援
- ◆新規事業
  - ・読書が困難な子どもへのサービス向上
  - ・図書館と学校図書館との連携強化
  - ・児童書読書相談コーナー設置
  - ・石橋文化センター園内施設との連携

#### (4) 推進体制

- ① 図書館を中心とした家庭・地域、幼稚園等、学校等とのネットワークの充実
- ② 「福岡県公共図書館等協議会」「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」等との事業内容の情報交換等
- ③ 図書館や学校図書館での司書職員の育成・配置とボランティアの養成と協働
- ④ 計画の周知を行い、「子ども読書の日」等に行事実施することにより、市民の理解と関心を高める

### 3 次期計画策定に向けた今後のスケジュール

月	内容
1月～	パプコメ実施
2月～3月	パプコメ意見集約 パプコメ意見集約後の計画の教育民生常任委員会報告・教育委員会議案提出 久留米市立図書館協議会報告、市ホームページ掲載

## 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画（案）概要版 （計画期間：令和2年度～令和7年度）

### 第3次計画期間における子ども読書活動に関する状況

#### ●アンケート結果

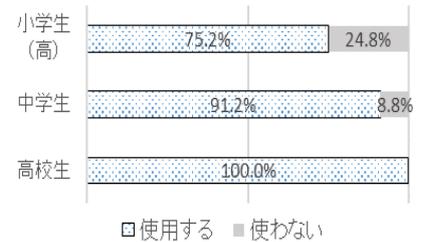
##### ◆不読率の状況

区分	H18年度	H23年度	H28年度	R元年度	R元年度 目標値
小学生	3.1%	3.0%	3.4%	6.0%	2.5%以下
中学生	26.5%	23.5%	20.2%	20.3%	15%以下

##### ◆読書量の状況（1か月あたり）

区分	H18年度	H23年度	H28年度	R元年度
小学生	6.4冊	6.1冊	6.8冊	6.2冊
中学生	2.2冊	2.8冊	3.0冊	3.4冊

##### ◆スマホ・インターネットの使用状況



#### ●主な現状と課題

- 小・中学生の学校図書館貸出数増加
- 図書館児童書貸出数高水準

にもかかわらず、  
不読率や読書量が悪化

項目	H27年度	H30年度
①ブックスタート参加率	60.3%	59.4%
②学童保育所への団体貸出数	22,420冊	28,265冊
③絵本スペースの整備	84%	86%
④保護者への働きかけ	78%	100%
⑤小・中学校の年間学校図書館貸出数	104万冊	125万冊
⑥図書館児童書貸出数	53.7万冊	53.6万冊
⑦図書館児童図書蔵書数	24万冊	25.6万冊

##### ◆分析による主な課題等

- 改善傾向だった不読率・読書量の悪化
- 「読書を好き」と回答した子ども・保護者の減少
- 読書に親しむ子どもとそうでない子どもの二極化
- スマホ等の一層の普及による読書への影響

##### 本を読むのが好きな児童・生徒の割合



# 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画（案）概要版 （計画期間：令和2年度～令和7年度）

## 第4次子どもの読書活動推進計画の概要

### 目標

～家庭・地域、学校等、行政の連携と地域社会全体での取り組みにより～  
子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送れるような施策の充実を図る

### 基本方針

- 家庭・地域、学校等、行政の連携・協働の推進
- 子どもの読書活動のための環境整備の充実
- 子どもの読書活動推進を支える理解と関心の普及・促進

### 目標とする数値

	令和7年度不読率目標値
小学生	2.5%以下
中学生	15%以下

令和元年度不読率	
小学生	6.0%
中学生	20.3%

### 方策の方向性

- 乳幼児に対する「語りかけ」や「読み聞かせ」の充実と保護者への啓発の充実
- 小学生に対する読み聞かせの充実・読書推進のため家庭・地域、学校、図書館の連携・協働
- 中高生の主体的な読書への取り組みや友人同士で読書への関心を高める取り組みの支援

### 主な具体的方策

#### 《家庭・地域：13施策》

- ▶充実  
ブックスタート事業、すくすく子育て委員会・地域子育て支援センターによる読書活動  
学童保育所への読書活動支援、家読の推進
- ▶継続  
ボランティア活動・各種助成の情報提供  
地域の図書機能の充実

#### 《学校：5施策》

- ▶充実  
読書活動の推進  
司書教諭・学校司書の充実  
学校図書館の整備
- ▶継続  
読書ボランティア活動の推進

#### 《保育所・幼稚園等：3施策》

- ▶充実  
保護者への働きかけ
- ▶継続  
読み聞かせ実施  
絵本スペース整備

#### 《図書館：29施策》

- ▶新規
  - 読書が困難な子どもへのサービス
  - 市立図書館・学校図書館の意見交換会
  - 児童書読書相談コーナー設置
  - 石橋文化センター園内施設との連携
- ▶充実  
児童図書整備、おすすめ本貸出セット整備、団体貸出、調べもの支援
- ▶継続  
おはなし会等の開催、ブックトークの実施、読書ボランティア及び職員派遣、ボランティア養成・支援、ビブリオバトルの実施、図書館での仕事体験

#### 《ネットワーク：2施策》

- ▶継続 進行管理、連携協力

### 推進体制

- 図書館を中心としたネットワークの構築・充実
- 県や他自治体等との事業内容の情報交換等
- 司書職員の育成・配置とボランティアの養成と協働
- 計画の周知による市民の理解と関心

定例教育委員会資料  
令和元年 12 月 24 日  
市民文化部中央図書館

# 第4次久留米市 子どもの読書活動推進計画（素案）

～子どもと本の出会いのために～



## 目 次

「子どもの読書活動推進計画」第4次計画策定にあたって	3
第1章 第3次計画の総括と課題	5
1 第3次計画推進における取り組みと成果 （第3次子どもの読書活動推進計画施策）	5
2 子どもの読書活動推進の現状と課題	10
1 「アンケート」から見える子どもの読書活動の現状と課題	10
2 国の子ども読書活動推進の課題	12
3 第3次計画における子ども読書活動推進の現状と課題	14
4 第3次計画の総括	16
第2章 計画策定の基本的な考え方	17
1 計画の目標	17
2 計画の基本方針	17
3 計画の目標とする数値	18
4 計画の対象	18
5 計画の期間 （第4次久留米市子ども読書活動推進計画 体系図）	18
第3章 計画推進のための方策の展開	20
1 発達段階での意義や方策の方向性	20
2 各領域での方策の展開	21
1 家庭・地域	21
2 保育所・幼稚園・認定こども園	22
3 学校	22
4 図書館	22
5 効果的な計画推進のために	24
第4章 施策表	26
（本文用語注記）	30
資料編	

## 「子どもの読書活動推進計画」第4次計画策定にあたって

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料1)が公布・施行されました。その中で、子どもの読書活動の推進に関する基本的な理念と行動内容を定め「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」として、国と地方自治体の責務を明らかにしました。

それを受けて久留米市では、「久留米市子どもの読書活動推進計画」(第1次計画：平成19年度～23年度、第2次計画：平成24年度～28年度、第3次計画：平成29年度～令和元年度)を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

具体的には、子どもたちの発達段階に応じて、ブックスタート(注1)や家読(注2)の推進、保護者への啓発、学校図書館整備、児童図書蔵書数の増加、図書の団体貸出(注3)の推進など、さまざまな子どもの読書環境整備を行ないました。

今回の第4次計画の策定にあたっては、第3次計画の検証に加え、平成30年4月に策定された国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(注4)の方針や市内の小・中学生、高校生への読書アンケート結果を踏まえ策定しました。

第4次計画では、目標及び基本方針を定めるとともに、第3次計画に引き続き「計画の目標とする数値」として「不読率」(注5)を設定しました。また、子どもの発達段階(乳幼児、小学生、中学生・高校生)ごとに読書の意義や方策の方向性をとらえ、各領域(家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館、ネットワーク)での具体的な52の方策を定めたところです。

これまで取り組んできた子ども読書活動推進計画の取り組みを継承し、さらに発展させるため引き続き第4次計画の実施に取り組んでまいります。

### 国・県

子どもの読書活動の推進に関する法律  
(平成13年12月12日 法律154号)

第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(平成30年4月)

第3次福岡県子ども読書推進計画(注6)  
(平成28年8月)

### 久留米市

久留米市新総合計画第4次基本計画(注7)  
(計画期間：令和2年度～令和7年度)

久留米市教育振興プラン(仮称)(注8)  
(計画期間：令和2年度～令和7年度)

第4次久留米市子どもの読書活動推進計画  
(計画期間：令和2年度～令和7年度)

(参考)

国・福岡県・久留米市の推移

(1) 国の推移

- 平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
- 平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成20年 3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成25年 5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成26年 6月 学校図書館法の改正(注9)
- 平成29～31年 学習指導要領の改訂(注10)
- 平成30年 4月 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 令和元年 6月 「読書バリアフリー法」(注11)施行

(2) 福岡県の推移

- 平成16年2月 「福岡県子ども読書推進計画」策定
- 平成22年3月 「福岡県子ども読書推進計画」改訂
- 平成28年8月 「福岡県子ども読書推進計画」改訂

(3) 久留米市の推移

- 平成19年3月 「久留米市子どもの読書活動推進計画」策定  
(計画期間：平成19年度～23年度)
- 平成24年3月 「第2次久留米市子どもの読書活動推進計画」策定  
(計画期間：平成24年度～28年度)
- 平成29年3月 「第3次久留米市子どもの読書活動推進計画」策定  
(計画期間：平成29年度～令和元年度)

## 第1章 第3次計画の総括と課題

### 1 第3次計画推進における取組みと成果

子どもの読書活動推進のための第3次計画（計画期間：平成29年度～令和元年度）では、目標である「本との出会いと読書習慣の定着を進める」ため、小学生と中学生の不読率を「第3次計画の目標とする数値」（小学生不読率目標数値：2.5%以下、中学生不読率目標数値：15%以下）として決めました。

そのうえで「計画推進のための方策」として、乳幼児期、小学生、中学生・高校生などの「発達段階に応じた読書の意義や方策の方向性」をとらえた上で、家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館など「各領域での方策」での具体的な51の方策を進めてきました。また、新規事業として、「家読の推進」「ビブリオバトル・ビブリオトーク（注12）の実施」「学校図書館との連携強化」に取り組みました。

第3次計画期間中の取組みにより、次のとおり実績及び成果等が図られました。

#### ■第3次子どもの読書活動推進計画施策

《家庭・地域》

方 策	実績等	主な成果など
ブックスタート事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども子育てサポートセンターとの連携協力により、新生児訪問でのブックスタートの周知を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参加率 H18年度：47.8% H23年度：58.7% H27年度：60.3% H30年度：59.4%</li> </ul>
家読の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館に、家読おすすめ本のコーナーを常設し、ブックリストを常備した。</li> <li>●図書館で実施した保護者向け家読講座「どんな絵本を読もうかな？」で、子どもの年齢別に家族で読んでほしい絵本を紹介した。</li> <li>●図書館職員が選書した年齢別のテーマ本をセット組み、「ほんのふくぶくろ」として貸出を行った。</li> <li>●平成30年度から福岡県北筑後教育事務所の「読書活動応援隊事業」（注13）に、図書館ボランティアを派遣し学校での保護者への啓発を行った。（新規）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館「ほんのふくぶくろ」 H30年度： 45セット（3冊入） ⇒135冊貸出</li> </ul>

<p>おはなし会の実施と読み聞かせの普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各校区子育てサロン（注14）で主任児童委員・ボランティアが活動を拡大した。</li> <li>●市民センター多目的棟図書室では、定期的なおはなし会を実施し、子どもの読書機会の充実を図った。</li> <li>●図書館と児童センターとの連携により、「はとぽっぽサロン」で図書館職員が奇数月におはなし会を実施した。</li> <li>●くるるんの「おはなしなあに」で毎月、絵本の読み聞かせを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すくすく子育て委員会（校区サロン）</li> <li>H18年度：22カ所</li> <li>H22年度：27カ所</li> <li>H27年度：28カ所</li> <li>H30年度：30カ所</li> </ul>
<p>読書に関わる地域ボランティアの育成と活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で読書活動を行っているボランティアに対して、活動支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●絆づくり推進事業費補助金活用団体</li> <li>H29年度：1団体</li> <li>H30年度：3団体</li> </ul>
<p>読書関連講座・研修会などの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館や他施設での定例的研修・講座を継続して実施した。</li> <li>●司書職員が、実際に書籍を選書できるブックフェアに参加した。</li> <li>●図書館において、絵本作家講演会（書籍販売・サイン会を含む。）を実施した。</li> </ul>	
<p>地域施設的环境整備と読書活動充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体貸出を全学童保育所に行い、校区コミュニティセンターや隣保館・教育集会所にも拡充した。また、土曜塾では、本を活用した学習を実施した。</li> <li>●市民センター多目的棟図書室は、児童向けの蔵書が増加した。</li> <li>●くるるんは、新たな図書の購入により蔵書が増加した。</li> <li>●男女平等推進センター図書情報ステーションは、児童図書貸出が増加した。校区子育てサロンでは、絵本講座を実施した。（新規）</li> <li>●地域子育て支援センター（注15）は、絵本の充実と絵本スペースの設置を進めた。</li> <li>●地域子育て支援センターのサロンでは、絵本の読み聞かせや絵本講座を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体貸出を利用した学童保育所</li> <li>H24年度：38カ所</li> <li>H27年度：44カ所</li> <li>H30年度：45カ所</li> </ul>

《保育所・幼稚園・認定こども園》

方 策	実績等	主な成果など
読み聞かせ実施 絵本スペース整備 絵本の貸出 保護者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケートに回答した 83 園すべてにおいて絵本の読み聞かせを実施した。</li> <li>●83 園中 71 園が絵本コーナーを整備した。</li> <li>●懇談会や園だよりなどを通して保護者への啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●絵本コーナー整備率</li> <li>H30 年度：86%</li> </ul>

《学校》

方 策	実績等	主な成果など
読書活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●読書啓発のため、子ども読書の日・秋の読書週間の全校周知を行った。</li> <li>●各学校の図書委員会を中心に主体的な読書週間の取り組みを行った。</li> <li>●全校一斉読書(注16)や始業前読書などの読書活動が継続された。</li> <li>●図書館資料を使って、調べ学習などを実施した。</li> <li>●読書ボランティアが、読み聞かせ等のスキル向上のため研修会に参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校図書館 図書貸出冊数</li> <li>H22 年度： 762,159 冊</li> <li>H27 年度： 1,040,877 冊</li> <li>H30 年度： 1,246,223 冊</li> </ul>
学校図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>●司書教諭(注17)、司書、司書補の有資格者は平成 30 年度小学校 37 校、中学校 11 校となり拡充した。</li> <li>●授業でのビブリオバトルの実施や、図書館オリエンテーションの活用により貸出を促進した。</li> <li>●学校図書館支援員(注18)による学校司書(注19)の巡回支援を実施した。</li> <li>●学校司書研修会 2 回、市立図書館との合同研修会 1 回を定期的実施した。</li> <li>●子どものリクエストに加え、「必読図書」等の整備を計画的に行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校図書館 蔵書数</li> <li>H23 年度末： 543,607 冊</li> <li>H27 年度末： 578,442 冊</li> <li>H30 年度末： 612,796 冊</li> </ul>

＜図書館＞

方 策	実績等	主な成果など
資料整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童図書は、約 1.3 万冊増加し、約 25.5 万冊の整備目標を達成した。</li> <li>●図書再活用（注20）による学校図書館や学童保育所などへの資料整備支援を継続した。</li> <li>●小学生の読書推進のため「本のたからばこ」（注21）を9セット（40冊／セット）整備し、学童保育所を中心に貸出を開始した。（新規）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童図書冊数</li> <li>H18年度： 173,873冊</li> <li>H22年度： 214,225冊</li> <li>H27年度： 243,401冊</li> <li>H30年度： 256,139冊</li> </ul>
読書推進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブックスタート参加後、図書館の継続利用を図るため、定例のおはなし会に加え、赤ちゃん向け（各図書館）や2～3歳児向け（中央図書館のみ）を実施した。</li> <li>●中央図書館での開催及び学校からの依頼による実施が定着したブックトーク（注22）では、紹介した本の貸出を行った。</li> <li>●県の「読書活動応援隊事業」に協力し、図書館ボランティアを派遣し学校での保護者への啓発を行った。（再掲）</li> <li>●ビブリオトークは、小学生の1日図書館員受け入れ時に実施した。</li> <li>●ビブリオバトルは、中高生大会を定例化し、参加者の交流を深めた。</li> <li>●「団体貸出」は、学童保育所を中心に利用が増加した。（再掲）</li> <li>●「特別貸出」（注23）では、教育委員会文書送達便を利用した貸出・返却を開始した。</li> <li>●「調べもの支援」は子どもの調べもの等、学習環境を整えるため、パスファインダー（注24）の作成や配布を行った。</li> <li>●「特別支援学校・学級への読書支援」のため、点字図書やLLブック（注25）などの購入整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童図書貸出冊数</li> <li>H18年度： 418,937冊</li> <li>H22年度： 489,087冊</li> <li>H27年度： 536,530冊</li> <li>H30年度： 535,867冊</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域館2館（田主丸・三潁）では、地域内の小・中学校の学校司書との情報交換会を定例化し開催した。</li> <li>●「図書館の仕事体験」は、各館で1日図書館員の実施や職場体験の受入れにより、利用につながった。</li> <li>●「図書館ホームページ」では書籍の複数予約時の操作に手間がかからないよう改善した結果、予約冊数が増加した。</li> </ul>	
人的整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●司書有資格者を継続して採用した。</li> <li>●市立の学校図書館との合同研修会1回を定期的に実施した。（再掲）</li> <li>●学校読書ボランティア研修会を毎年継続実施し、読書ボランティアの絵本の読み聞かせについての知識を深めた。</li> <li>●ボランティア養成講座やフォローアップ講座を実施し、新規ボランティアの養成や現在活動中のボランティアのスキルアップを図った。（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館子どもの読書関係ボランティア数</li> <li>H18年度:232名</li> <li>H22年度:268名</li> <li>H27年度:275名</li> <li>H30年度:273名</li> </ul>
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「図書館ホームページ」では書籍の複数予約時の操作に手間がかからないよう改善した。（再掲）</li> <li>●子ども向け事業のお知らせや実施報告を掲載した。</li> <li>●「メディア活用」では、事業やサービスをテレビや新聞などで広報する事により、図書館のPRを図った。</li> </ul>	

《ネットワーク》

方 策	実績等	主な成果など
連携協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育部学校教育課と市立図書館間での定例連絡会議を継続して行った。</li> <li>●ブックスタートは図書館職員と地域子育て支援センター職員、ボランティアが協力して行った。</li> </ul>	

	●図書館と児童センターとの連携により、「はとぼっぼサロン」で図書館職員が奇数月におはなし会を実施した。(再掲)	
--	---	--

## ■「第3次計画の目標とする数値」の達成について

第3次計画では、上記の施策に取り組んでまいりました。しかしながら、令和元年度の不読率が小学生 6.0%、中学生 20.3%と、平成 28 年度実績値より増加（悪化）し、「第3次計画の目標とする数値」として掲げていた小学生不読率 2.5%以下、中学生不読率 15%以下という目標値を達成することができませんでした。（【表1】参照）

### ◆【表1】

第3次久留米市子どもの読書活動推進計画における不読率目標値と実績値

区分	令和元年度 目標値	平成 28 年度 実績値	令和元年度 実績値
小学生	2.5%以下	3.4%	6.0%
中学生	15%以下	20.2%	20.3%

## 2 子どもの読書活動推進の現状と課題

### 1 「アンケート」から見える子どもの読書活動の現状と課題

久留米市は、「子どもの読書活動推進計画」策定のため、平成 18 年度、平成 23 年度、平成 28 年度、令和元年度の過去 4 回、小・中学生、高校生への「子どもの読書に関するアンケート」を行ってきました。令和元年度に実施したアンケートでは、以下のとおり久留米市の子どもの読書活動の現状と課題を分析しました。

#### (1) 読書量と不読率

1 ヶ月の平均読書量は、小学生 6.2 冊、中学生 3.4 冊、高校生 2.1 冊で、小学生と高校生の読書量が減少しました。

不読率は、小学生 6.0%、中学生 20.3%、高校生 18.6%で、いずれも増加（悪化）しました。

平成 19 年度から開始した「子どもの読書活動推進計画」の取り組みにより、読書量や不読率が改善していましたが、今回の調査結果は大きく悪化しました。その背景として、子どもの読書環境は改善しているものの、本に親しむ子どもとそうではない子どもの二極化が進んでいることやパソコンやスマートフォンの急速な普及などが考

えられます。

特に、小学生の時からスマートフォンやインターネットを使用している児童の割合が高くなっています。その用途は、ゲームや娯楽だけではなく調べ学習等の学習活動も含まれますが、読書離れの要因として大きな課題でもあります。

## (2) 読書が好きな理由・嫌いな理由

読書が「好き」「少し好き」と回答した子どもの割合は、小・中学生、高校生いずれも低下し、読書が「嫌い」「少し嫌い」と回答した子どもの割合は、小・中学生、高校生いずれも増加し、読書量の減少や不読率の増加を反映した結果となりました。特に小学生においては、過去4回の調査で最も「好き」「少し好き」と回答した割合が低くなりました。

読書が好きな理由は、「読書の時間で本を読むようになった」「家に本があった」「小さい頃家族に本を読んでもらったから」の割合が高く、学校や家庭での身近な読書環境が本好きにつながるようです。

一方、読書が嫌いな理由は、「読書感想文や感想画をかくのがいやだった」と「本を読むのは面白くない」の割合が高くなっています。また、小学生の「本を読むのは難しい」の割合が高くなっているのは注意を要するところです。

引き続き、児童や生徒が心に残る本と出会い、主体的に読書に取り組むようになるような支援体制の充実が必要です。

## (3) 読む本をどのようにして用意しているか

小学生は「学校の図書室などから借りる」が最も多く、中高生と学年が上がるにつれ、学校の図書館を利用する割合が低下し、「家族や自分が買う」割合が高くなっています。また、同様に市の図書館を利用する割合も学年が上がるにつれ低下しています。中高生が学校図書館や市立図書館を利用するようになる働きかけが必要です。

## (4) 本を読むことについてどう思うか

小・中学生、高校生いずれも「楽しい」と回答した割合が最も高くなっています。また、中学生と高校生は、「知識が増える」「考える力がつく」と回答した割合も高い状況です。

## (5) どうすれば今までよりたくさん本を読めるようになるか

小学生と中学生は「学校の図書室に読みたい本がたくさんある（魅力ある本を増やす）」と回答した割合が最も高く、次に多いのが「テレビ、ゲーム、スマホ・インターネットの時間を減らす」でした。高校生は「テレビ、ゲーム、スマホ・インターネットの時間を減らす」と回答した割合が最も高く、次に多いのが「学校の図書室に魅力

ある本を増やす」となっており、高校生も身近に本と親しめる環境の整備を望んでいます。

小・中学校、高校の学校図書館の蔵書も着実に増えてきていますが、今後も魅力ある本や調べ学習に役立つ本などを継続的に増やしていくことが必要です。

また、前回の調査と比べて、小・中学生、高校生いずれも、「テレビやゲームやスマホ・インターネットの時間をへらす」と回答した割合が減少しています。スマホやインターネットが生活の一部として定着し、それらを利用した学習や電子書籍等で読書をする児童・生徒も増えているようです。

#### (6) ブックスタートの参加率及び理解について

本市のブックスタートは、平成 14 年度からスタートし、市内9ヶ所で実施しています。小学1～3年生の保護者の回答では、ブックスタートに参加した割合は約70%で、調査の度に増加しています。一方で、「参加しなかった」「ブックスタートのことは知らない」と回答した割合は減少し、ブックスタートの認知度は、かなり高まってきました。

子ども未来部などとの連携を強化して、ブックスタートへの参加率を高めることが必要です。

#### (7) スマートフォン・インターネット等について

##### ①使用について

高学年ほど使用割合が高く、ほとんどの高校生が使用していますが、小学生時から使用割合が高く定着しています。

##### ②使用時間について

高学年ほど使用時間が長くなっています。

##### ③電子書籍について

高学年ほど読んだ割合が高く、高校生の約半数、中学生の約3人に1人が電子書籍を読んでいます。

高学年になるにつれ、スマートフォン・インターネットが生活の一部になっていきます。教育委員会や学校と連携・協力して、子どもや保護者に対してスマートフォン・インターネットの使用方法や使用時間などの適切な利用についての啓発等を行う必要があります。

## 2 国の子ども読書活動推進の課題

国は平成 25 年に策定した第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」で、家庭、地域、学校等での読書活動の推進を中心に据え、令和4年度に不読率を半減させることを目指してきました。(目標 :小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%

以下)

しかしながら、小学生・中学生・高校生の不読率は、目標とした進捗での改善が図られていません。(【表2】参照)平成30年に策定した第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では、その原因として次の三点をあげています。

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分             |
| ② 高校生になり読書の関心度合いの低下             |
| ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性 |

上記のように、読書をしない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていないか、または高校生になって読書の関心度合いが低くなるかのどちらかに大きく別れると分析しています。

その対応として、前者は発達段階ごとの効果的な取り組みの実施が重要で、後者については多忙な中でも生徒が読書に関心を持つようなきっかけとなる友人等からの働きかけなど、子ども同士で本を紹介するような取り組みが効果的とされているところです。

加えて、スマートフォンの普及や SNS の多様化など、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しており、国は第四次計画の実施期間中に、このような読書環境の変化に関する実態把握と分析等を行う必要があるとしています。

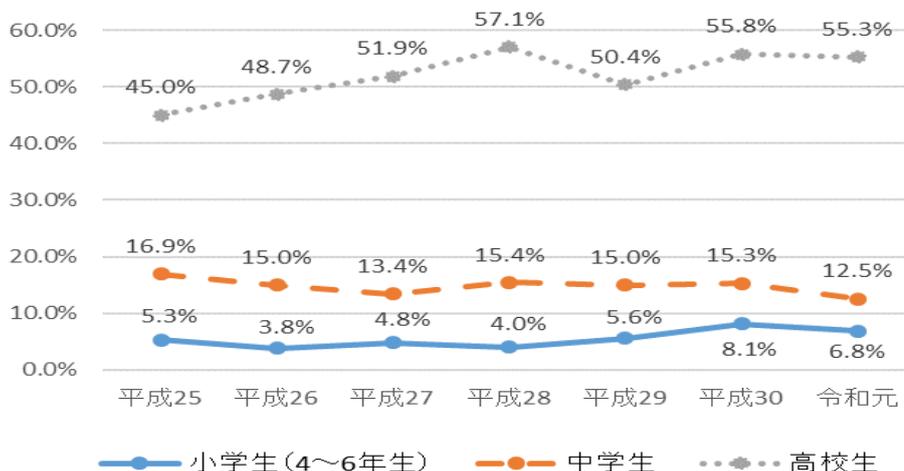
◆【表2】

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(国：平成25年)における不読率改善目標

区分	平成24年度 実績値	平成29年度 実績値	平成29年度 目標値	令和4年度 目標値
小学生	4.5%	5.6%	3%以下	2%以下
中学生	16.4%	15.0%	12%以下	8%以下
高校生	53.4%	50.4%	40%以下	26%以下

◆【グラフ1】

全国不読率の推移



グラフ●第63回学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社）

3 第3次計画における子ども読書活動推進の現状と課題

(1) 子どもを取り巻く読書環境

子どもの読書活動推進計画の取り組み等により、子どもたちを取り巻く読書環境が徐々に整備され、その結果、学校図書館での貸出増加や図書館での児童書の貸出増加につながっています。

一方で、今回の「子どもの読書に関するアンケート」において、読書量や不読率が悪化するという結果になりました。その背景として、読書に親しむ子どもとそうではない子どもの二極化が進んだことや、国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」においても不読率が改善しない原因の一つとしてあげられている、スマートフォンやインターネットの急速な普及の影響などが考えられます。

また、経済的格差の広がりによる子どもの貧困や教育格差の増大が、読書離れにつながっていると思われます。引き続き家庭の状況に関わらず、子どもたちが読書に親しむことができるように、読書環境を整備し子どもの読書活動を社会全体で支援していくことが必要です。

(2) ライフステージから見た各領域（家庭・地域、学校等、図書館）における課題

①乳幼児期

ブックスタートやすくすく子育て委員会をはじめとする地域での取り組みにより、保護者に対し啓発する機会が増えました。

一方で、ブックスタート開始以降、徐々に上昇してきた参加率ですが、第3次計画

期間に入り、横ばいが続いています。久留米市の新生児訪問事業などとの連携により、周知を進めていますが、さらに参加率を高めるための工夫が必要です。

また、ブックスタート参加後、継続して読書習慣を形成するために企画した図書館の乳幼児向けのおはなし会も実施館が増えましたが、未実施の図書館でも開催することが必要です。

保育所・幼稚園・認定こども園での読み聞かせの実施や絵本スペースの整備は大きく進んでいます。また、保護者への働きかけにも取り組んでいます。

家庭の読書環境を整えるためには、保護者の関心がなければなりません。今後も、より一層、絵本の大切さや家庭での読み聞かせ普及を保護者へ働きかけていくことが必要です。

## ②学童期（小学生）

司書教諭及び学校司書の配置を推進し、子どもの読書習慣を形成するうえで重要な朝読などに取り組む中、学校図書館の蔵書も増え、貸出冊数が増加しました。

また、図書館でもブックトーク、1日図書館員、ビブリオトーク、移動図書館による学校への巡回や特別貸出・団体貸出に加え、読書活動支援セット「本のたからばこ」を整備・提供するなどサービスを充実させました。その結果、児童書の蔵書数は増え、貸出冊数は増加傾向で推移しています。

一方で、行動や興味の多様化、特にスマートフォン・インターネットの使用時間が長くなり、読書時間の確保が難しくなるなどの課題が見受けられます。

学校図書館が子どもたちにとって楽しく、利用しやすい場であるよう、今後も魅力ある蔵書を充実させるなど、学校の読書環境をさらに整えていくとともに、司書教諭や学校司書が、児童への読書活動支援を進めていくことが必要です。

また、学童保育所などをはじめ、身近な場所で本と出会える環境作りも望まれますが、地域の子どもの読書活動の状況が十分把握されているとは言えず、把握するための仕組みづくりなどの改善が必要です。

図書館では「特別支援学校・学級への読書支援」として、点字図書やLLブックなどの購入整備を進めましたが、利用が多いとは言えず、提供方法も含めてサービスのあり方を検討する必要があります。

## ③青年前期・中期（中学生、高校生など）

学校での読書推進の取り組みにより、学校図書館の貸出冊数が増加しました。

一方、中学生の読書量は増えましたが、学童期と同様に、不読率はわずかながら悪化しました。高校生は読書量、不読率ともに悪化しています。この時期までの読書習慣の形成が不十分であったり、この時期に学業や部活の忙しさに加え、スマートフォンなどに関心が移り、読書への関心が低下する場合もあるようです。

年齢が上がるにつれ、図書館などで本を借りる生徒が少なくなる状況は大きな課題ですが、継続的に施設整備や資料を充実して、子どもたちが本と出会う環境を整えていかなければなりません。

図書館では、ヤングアダルト(注26)向けの資料の充実に加え、ビブリオバトルなど中高生の主体的な読書につながるイベントを継続的に開催するなど、読書の魅力を伝えていく機会を増やす必要があります。

#### 4 第3次計画の総括

子どもを取り巻く読書環境の整備が進んだ一方で、スマートフォンやインターネットの急速な普及や経済的格差や教育格差の広がりをはじめとする社会環境の変化は、読書から離れる子どもの増加につながっています。

子どもが読書に親しむために、家庭・地域、学校等、図書館などが有機的に連携して、子どもの発達段階に応じた効果的な施策の取り組みを行なうことが必要です。

## 第2章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画の目標

家庭・地域、学校等、行政が連携・協働して、それぞれの持つ役割と機能を充実することで、子どもの読書活動を推進し、読書に親しむことができるような環境の整備を一層進めます。そのことにより、子どもたちが、さまざまな場所で本と出会い、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような施策の充実を図ることを目標とします。

～家庭・地域、学校等、行政の連携と地域社会全体での取り組みにより～  
子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送れるような施策の充実を図る

### 2 計画の基本方針

計画推進のために以下の基本方針を定めます。

#### (1) 家庭・地域、学校等、行政の連携・協働の推進

すべての子どもたちが、経済的な状況などに関わらず、身近な場所に本があり、読書を習慣として身につけるために、家庭・地域、学校等、行政が連携した取り組みを進めます。

#### (2) 子どもの読書活動のための環境整備の充実

子どもたちが、主体的に本に接することができるような環境や資料の充実に努めるとともに、子どもたちと本との豊かな出会いを支援する人の育成や配置を進めます。

#### (3) 子どもの読書活動推進を支える理解と関心の普及・促進

子どもたちの読書活動推進を図るため、保護者、学校関係者、ボランティアをはじめとする多くの市民の理解と関心を得るための施策を推進します。

### 3 計画の目標とする数値

計画の目標である「本との出会いと読書習慣の定着を進める」ため、引き続き目標とする数値として不読率を定めます。

項目	区分	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	(参考) 国の 令和4年度目標
不読率 (1ヶ月に1冊も本を読 まなかった割合)	小学生	6.0%	2.5%以下	2%以下
	中学生	20.3%	15%以下	8%以下

### 4 計画の対象

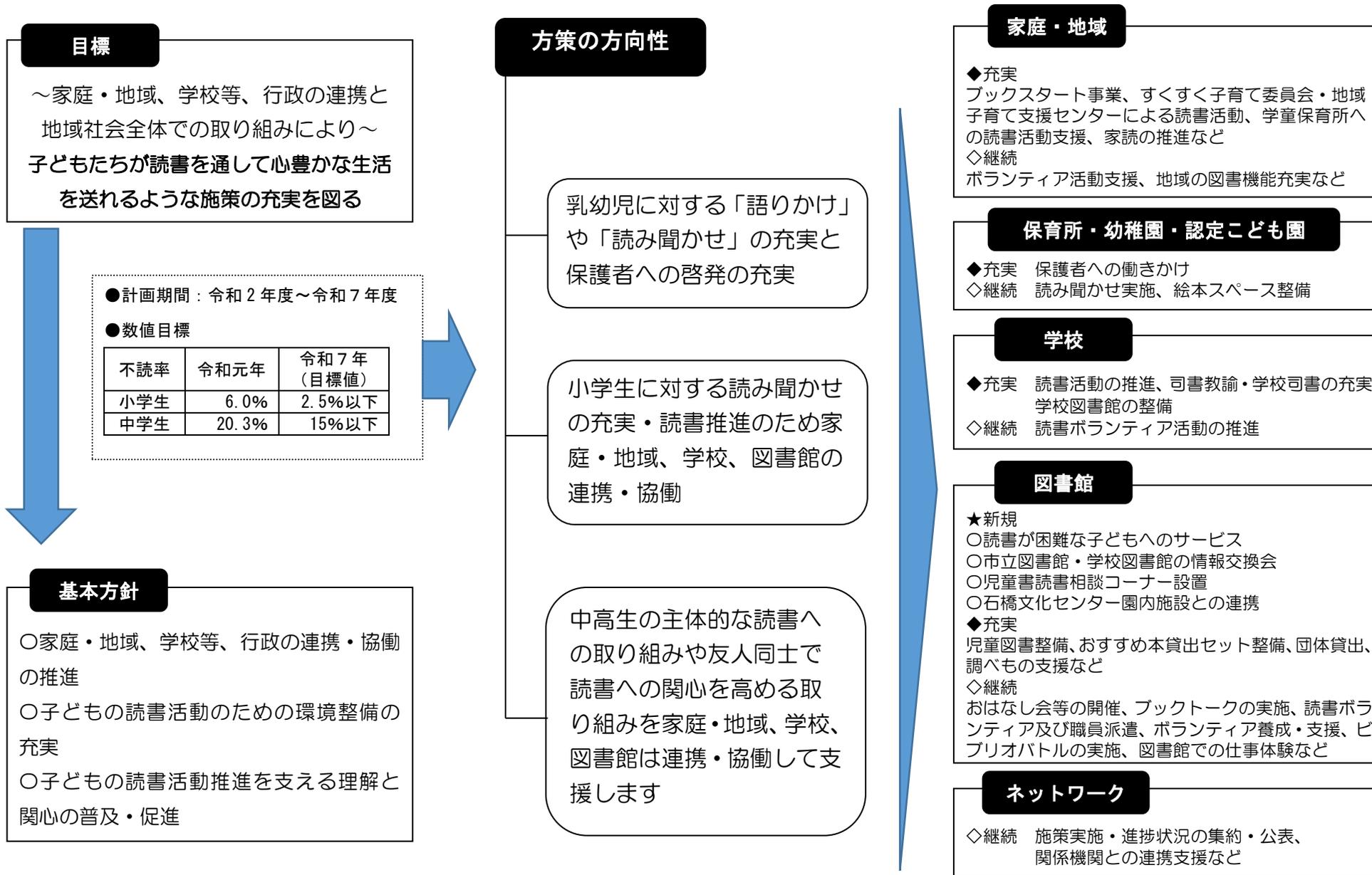
0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

### 5 計画の期間

久留米市新総合計画と整合性を図るため、令和2年(2020年)度から令和7年(2025年)度までの6年間とします。

2008~2011 (5年間)	2012~2016 (5年間)	2017~2019 (3年間)	2020~2025 (6年間)
第1次久留米市子どもの読書活動推進計画	第2次久留米市子どもの読書活動推進計画	第3次久留米市子どもの読書活動推進計画	第4次久留米市子どもの読書活動推進計画

# 第4次久留米市子どもの読書活動推進計画 体系図



## 第3章 計画推進のための方策

### 1 発達段階での読書の意義や方策の方向性

計画の目標を達成するために、子どもの発達段階（縦軸）に応じた読書の意義や方策の方向性についてとらえた上で、家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館の各領域（横軸）で取り組んでいくための具体的方策を実施します。

#### ・乳幼児期

乳幼児期においては、「語りかけ」や絵本の「読み聞かせ」が中心となります。保護者や周囲の人による温かくやさしい言葉かけとふれあいを通じて、子どもは幸せを感じ、心の基礎を育てていきます。また、言葉を知り、本に興味をもつ第一歩となります。これまでの計画において進めてきた各種の方策のさらなる充実を行います。

**乳幼児に対する「語りかけ」や「読み聞かせ」の充実と保護者への啓発を充実します**

#### ・学童期（小学生）

小学生の時期は、読書習慣を形成するうえで重要な時期であり、その後の読書活動や言語活用能力に影響を与えます。また、ひとり読みを始め、自ら読書習慣を身につけていく中で、心に残る本との出会いを支援するために、学校や学校図書館は大きな役割を担っています。

低学年では、乳幼児期に引き続き「読み聞かせ」が大切です。聞き手が読み手と同じイメージを共有したり、自由に想像の世界を広げるといった体験が、聞き手の生きる力の基礎となる想像力や感性を育みます。

中学年からは、本格的にひとり読みができる時期に入ります。読書により、新しい言葉を習得し、その言葉の内容を理解することで、思考力を高めます。また、知る喜びを味わうことで、知的好奇心を喚起し、さらなる読書へ興味を持つようになります。

そのため、家庭・地域、学校、図書館は、今まで以上に連携・協働して、小学生の読書活動を支援します。

**小学生に対する読み聞かせを充実します**

**小学生の読書推進のため家庭・地域、学校、図書館は連携・協働して支援します**

#### ・青年前期・中期（中学生、高校生など）

この時期は、内容に共感したり将来を考えたりする読書や知的興味に応じた読書を行うようになります。そのため、この時期の読書は、個性を磨き、創造力や想像力、また判断力を身につけるうえで大きな影響力をもちます。

一方で、ほとんどの生徒がスマートフォンなどでSNSやインターネットを使用するようになり、読書への関心が薄れる場合もあります。対策として、読書会、ブックトーク、ビブリオバトルなどの友人同士で本を薦め合うような、読書への関心を高める取り組みを行います。

そのため、家庭・地域、学校、図書館は、連携・協働して中高生の主体的な読書を尊重し支援します。

中高生の主体的な読書への取り組みや友人同士で読書への関心を高める取り組みを家庭・地域、学校、図書館は連携・協働して支援します

## 2 各領域での方策の展開

### 1 家庭・地域

#### (1) 家庭での読書活動への支援

家庭は、子どもが初めて本に出会う場所であることから、保護者が読み聞かせをしたりなど、家族とともに本に親しむという環境があれば、子どもにとって本のある生活が習慣化されます。

「子どもの読書に関するアンケート」でも、本を読むことが好きになった理由として、「小さい頃家族に本を読んでもらったから」と「家に本があったから」が高い割合を示しています。家庭での本との出会いは、かけがえのない体験として子どもの財産となります。それだけに、家庭環境が子どもの読書習慣の形成に大きな影響を与えると考えられるため、その環境に恵まれない子どもや保護者へのサポートも大切です。引き続き、子どものライフステージに応じた啓発や支援を行います。

#### (2) 地域での読書環境の整備

地域には、子どもの読書活動を支えるさまざまな施設や活動が整備されています。市民センター多目的棟図書室や男女平等推進センター図書情報ステーション、くるるん図書コーナーなど読書活動にかかわる施設があります。さらに、校区コミュニティセンターや学童保育所、地域子育て支援センターなどもあり、これらの施設の読書環境の充実により、自分たちの意思で利用したり、読書活動に参加をして家族以外の地域の人々とのふれあいの中で、本と出会う体験の広がりが生まれます。そのため、地域での子どもの読書環境整備を行います。

## 2 保育所・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、子どもが読み聞かせを通して心地よさや楽しさを味わい、想像力や豊かな心を育むとともに、本との出会いが広がる可能性を持った場所です。就学前の感受性が豊かな時期に受けた読書体験が、就学後の読書に広がっていくため、それぞれの園での積極的な取り組みが必要です。

そのため、引き続き絵本と親しむ機会の充実に努めます。具体的には、読み聞かせを行う職員の学習会や、各施設においての絵本スペースの整備、保護者学習会や懇談会などを通して、保護者に絵本の大切さを伝えるなどの働きかけに取り組みます。

## 3 学校

### (1) 学校と学校図書館の読書環境の整備

図書館の「子どもの読書に関するアンケート」では、児童生徒が本を読むことが好きになった理由として、「学校の読書の時間で本を読むようになってから」が高い割合になっています。先生や友だちと時間を共有する学校での本との出会いが、読書の楽しみを知る契機となる可能性を持っています。引き続き、朝読などの読書活動を推進してまいります。

学校図書館の整備については、文部科学省が「学校図書館の整備充実について」(注27)において定めている「学校図書館ガイドライン」(注28)を指針とし、充実を図ります。

また、学校図書館は、児童生徒の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能や主体的・対話的で深い学びを進める機能など、学校教育における重要な役割を果たしてまいります。

### (2) 学校図書館と市立図書館との連携

学校図書館が学校教育の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するという目的を達成するためには、読書が好きな子どもを増やし、確かな学力を育む拠点となることが重要です。

市立図書館の蔵書を授業で活用するための「特別貸出」や、人的な交流や能力向上を図るための「市立図書館・学校図書館合同研修会」などを通して、市立図書館と学校図書館の一層の連携を進めることにより、学校教育における市立図書館の社会資源の活用を図ります。

## 4 図書館

### (1) 子どもの読書活動支援

図書館は、子どもにとって多くの本と出会える場であるだけでなく、子どもの読書活動を推進していくうえで中心となるべき施設として、さまざまな取り組みを調整する機能も担っています。そのため、図書館を中心とした本、人、情報などのネットワーク機

能により、家庭・地域、学校等の読書活動を支援します。特に小・中学校については、各市立図書館とそれぞれの地域の学校司書との情報交換会を実施するなど、連携・支援を強化していきます。合わせて、図書館を利用することができない子どもたちに対する支援も継続します。

さらに図書館は、「読み聞かせ」をはじめさまざまな読書推進活動を行う多くのボランティアが集う場所でもあります。計画的に養成講座やスキルアップ講座を実施し、その活動を支援していきます。

また、中央図書館児童室カウンターにおいて、児童書や絵本、調べ学習等、子どもの読書に関する相談に応じる司書職員による細やかな読書相談サービスを実施します。

## (2) 子どもの主体的な読書活動への支援

子どもの学校生活は忙しいうえに、スマートフォンなどを使ってのSNSやインターネットに時間を奪われています。高学年ほど読書から離れる子どもが多くなるため、中学生・高校生の友人同士で本を薦め合うような読書への関心を高める取り組みを進めます。

## (3) 読書バリアフリー法の取り組み

図書館では点字・音訳図書サービスをはじめとする様々な取り組みにより、視覚障害者等の読書支援を行ってきました。一方で、読書が困難な子どもたちの利用が少ない状況にあります。

令和元年6月に読書バリアフリー法が施行され、さまざまな理由により読書が困難な子どもたちに対する支援充実を図るため、学校や特別支援学校と協議を行い、研究を進めていきます。

## (4) 石橋文化センター園内施設との連携

中央図書館では、市美術館事業に合わせて、関連図書の展示や入館が割引となるしおりの配布を行ってきました。それに加えて、平成30年度の「プラティスラヴァ世界絵本原画展<sup>(注29)</sup>」開催時には絵本の読み聞かせを実施し、令和元年度の「ぼくとわたしとみんなの tupera tupera 絵本の世界展<sup>(注30)</sup>」開催時には絵本の読み聞かせや子どもから募った工作を多数展示しました。

また、文化センター園内において、「あおぞらこぐまちゃんおはなし会」を開催し、野外で絵本の読み聞かせや外遊びを楽しむ機会を設けました。

今後も園内施設と連携して、子どもや保護者が本に親しむ契機となるような催しを行ないます。

## 5 効果的な計画推進のために

### (1) ネットワーク

計画の具体的実施は、家庭・地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館などそれぞれの場で行われます。大切なことは、これらの活動をつなぎ、久留米市の読書に関する総合的取り組みとして実施していくことです。そのために、引き続き図書館が中心となり、相互の情報交換や連携支援を行い、子どもの読書に関するネットワークづくりを進めます。(図1参照)

### (2) 広域的な行政機関との連携

「福岡県公共図書館等協議会」「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」「久留米・鳥栖・小郡・基山三市一町図書館協力協議会」等を通じて、管内の他市町村と子どもの読書活動の推進状況や事業内容の情報交換等を進めます。

### (3) 人材育成・配置

子どもの読書活動推進のために、子どもと本とを結びつける人の役割が大切です。図書館における司書、学校における司書教諭や学校司書など、専門的職員の育成・配置は計画推進に重要です。

また、専門的職員の活動とともに、本との出会いの機会をつくる上で、ボランティアの役割が欠かせません。多くのボランティアが、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館などにおいてさまざまな活動を行っています。

引き続き、専門的職員の育成・資質向上に努めるとともに、計画的に養成講座やフォローアップ研修を行い、ボランティアとの協働による効果的な事業に取り組みます。

### (4) 第4次計画の周知

子どもの読書活動の取り組みを進めていく上で、子どもの読書活動の意義や重要性に対する市民一人ひとりの理解と関心が欠かせません。引き続き、家庭や地域に対し、また、それぞれの機関や団体で、子どもの読書活動についての周知を行います。

特に、4月23日は、「子どもの読書活動推進に関する法律」により「子ども読書の日」と定められています。加えて「こどもの読書週間」や「読書週間」を中心に市内各所で連携して行事を実施することにより、市民の理解と関心を高めることに努めます。

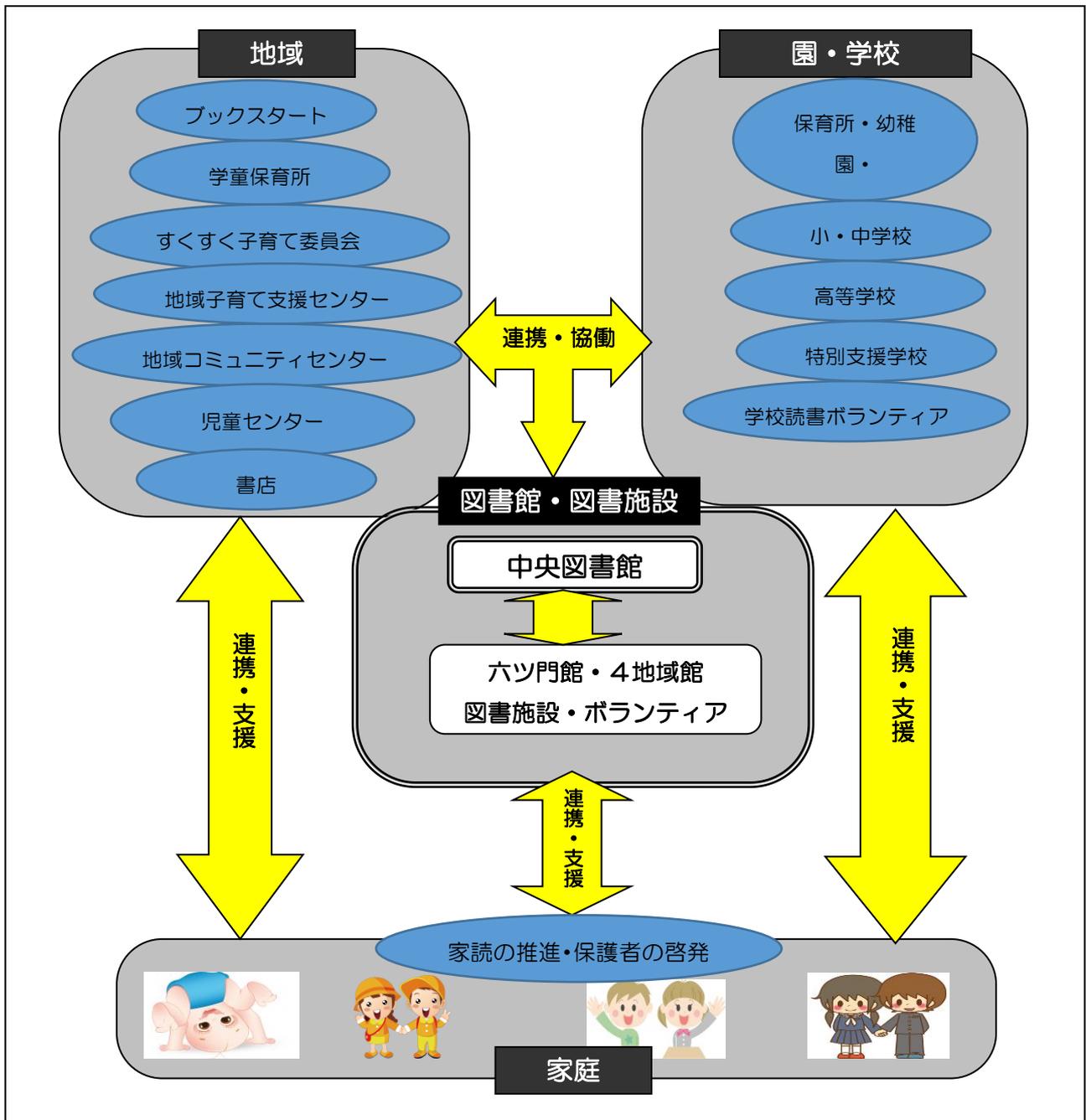
## 第4次子どもの読書活動推進計画の推進体制

### ●目標

～家庭・地域、学校等、行政の連携と地域社会全体での取り組みにより～  
子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送れるような施策の充実を図る

### ●基本方針

- 家庭・地域、学校等、行政の連携・協働の推進
- 子どもの読書活動のための環境整備の充実
- 子どもの読書活動推進を支える理解と関心の普及・促進



## 第4章 施策表

### 1 家庭・地域

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
1	ブックスタート	○子育て支援及び、乳児期から本（絵本）に親しむ事業として市内9カ所で継続実施。また久留米市の新生児訪問事業と連携。 ○ボランティアの養成、スキルアップ研修実施	充実	中央図書館 こども子育てサポートセンター 子ども政策課
2	家読の推進	○家読の推進のために、必要な資料・情報の提供、ブックリストの作成、講座などの実施	充実	中央図書館
3	すくすく子育て委員会	○すくすく子育て委員会による、小学校区での読書活動及び乳幼児期の子どもに応じた内容の充実	充実	子ども政策課
4	ボランティア活動 各種助成の情報提供	○子どもの読書に取り組むボランティア団体に対し、助成金情報の提供などの支援を行う。	継続	協働推進課 関係各課
5	書店	○書店商業組合などを通じ、市内書店での読書推進に関する広報などの協力促進	継続	中央図書館
6	校区コミュニティセンター	○図書館の団体貸出等の制度活用による資料整備 ○人権啓発図書（絵本）の配布や土曜塾での読書時間設定等による読書活動の支援	継続	生涯学習推進課 中央図書館 地域コミュニティ課
7	学童保育所	○図書館の団体貸出などの制度活用によるさらなる図書充実及び読書活動支援	充実	中央図書館 子ども政策課
8	市民センター 多目的棟図書室	○絵本・児童図書スペース確保 ○資料及び貸出サービス充実	継続	市民センター
9	子育て交流プラザくるるん	○絵本スペース設置、貸出 ○読み聞かせ会開催	継続	子ども政策課
10	男女平等推進センター 図書情報ステーション	○絵本スペース設置、貸出	継続	男女平等推進センター
11	地域子育て支援センター	○絵本スペース設置 ○乳幼児と保護者を対象に絵本の紹介と読み聞かせ実施 ○絵本の講座開催	充実	子ども政策課
12	隣保館	○図書館の団体貸出等の制度活用による図書の整備及び読書活動支援	継続	中央図書館 関係各課
13	児童センター	○絵本スペース設置 ○乳幼児と保護者を対象に読み聞かせ実施	継続	子ども政策課

## 2 保育所・幼稚園・認定こども園

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
14	読み聞かせ実施	○研修会へ参加し、具体的な読書活動の技術を身に付けて読み聞かせ実施	継続	子ども保育課
15	絵本スペース整備	○絵本コーナー等の整備のほか、図書館の団体貸出、図書の再活用制度、絵本購入などによる読書環境の充実	継続	
16	保護者への働きかけ	○絵本の貸出、読書活動推進のための情報提供、保護者向け学習会等の実施	充実	

## 3 学校

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
17	読書活動の推進	○全校一斉読書及び学校図書館資料を活用した調べ学習などの読書活動の定例的な実施の推進	充実	学校教育課 南筑高校 久留米商業高校
18	読書ボランティア	○読書ボランティアの導入や保護者との連携による読書活動の推進	継続	
19	司書教諭	○法に基づく配置確保、及び11学級以下の学校への配置推進 ○職務への理解促進	充実	教職員課 学校教育課 南筑高校 久留米商業高校
20	学校司書	○司書資格を有する学校司書の配置推進 ○研修の充実	充実	
21	学校図書館整備	○学校図書館蔵書数の増加及び購入する本の内容にも配慮した整備・更新	充実	学校施設課 学校教育課 南筑高校 久留米商業高校

## 4 図書館

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
22	環境整備	○各施設内の児童サービスに係る環境整備	継続	
23	児童図書整備	○新刊の購入、また長く読み継がれる本やよく読まれる本の買い替えを計画的に行い、図書を充実	充実	
24	図書再活用	○図書再活用により、学校、幼稚園・保育園・認	継続	

		定こども園、学童保育所、校区コミュニティセンターなど関連施設への資料整備支援		中央図書館
25	おすすめ本貸出セットの整備	○司書おすすめ本セット「本のたからばこ」を学童保育所等、団体へ貸出 ○司書おすすめ本セットを“本の福袋”として個人へ貸出	充実	
26	おはなし会などの開催	○定例的なおはなし会、クリスマス会など季節の催しを継続実施 ○乳幼児向け企画の実施	継続	
27	資料展示	○季節や時事に関する資料展示による資料利用の活性化	継続	
28	講演会開催	○絵本・児童文学など子どもの読書活動に関する講座・講演会の開催による読書活動の推進	継続	
29	絵本の勉強会	○ボランティアを講師に、絵本の読み方与え方や新刊情報などを共有する勉強会の実施	継続	
30	ブックトークをきいてみよう	○夏休みと冬休みに中央図書館においてブックトークの実施	継続	
31	読書ボランティア及び職員派遣	○学校や施設及び子育てサークルなどのグループへ、読み聞かせやブックトークを実施するための読書ボランティアや職員（司書）派遣	継続	
32	ビブリオバトル・ビブリオトーク	○本を通して交流を深めるビブリオバトルやビブリオトーク	継続	
33	団体貸出	○団体貸出による学校・学童保育所など地域の読書活動支援	充実	
34	特別貸出	○特別貸出による学校の授業や保育所での読書活動などへの支援	継続	
35	新1年生登録	○毎年5～6月期、未登録の新小学1年生を対象に学校を通じての利用登録実施	継続	
36	調べもの支援	○学校の課題などを解決するための資料や情報の提供、子ども用パスファインダーの作成	充実	
37	病院内学級（注31）への読書支援	○移動図書館による病院内学級への貸出の実施	継続	
38	特別支援学校・学級への読書支援	○関係機関やボランティアとの連携・協働による、子どもの状況に適した資料と提供方法の整備	継続	
39	読書が困難な子ども	○読書が困難な子どもたちが楽しめるおはなし	新規	

	たちに向けての図書館サービス	会などの実施 ○点字資料・LLブックなどのコーナー設置		
40	司書配置	○司書有資格者の計画的な配置の推進	継続	
41	ボランティア養成・支援	○読み聞かせ・ブックスタートなどのボランティア養成講座の実施 ○研修の継続的实施による活動の支援	継続	
42	学校・公共図書館合同研修会	○小・中・高校・特別支援学校と市立図書館との情報交換・研修会の実施	継続	
43	市立図書館・学校図書館情報交換会	○各市立図書館を会場に、学校図書館と市立図書館の司書の情報交換会の実施	新規	
44	図書館の仕事体験	○1日図書館員や職場体験など、児童・生徒の図書館の仕事体験を通して読書活動の広がりを目指す	継続	
45	図書館見学	○学校等、団体に対して、館内ツアーや利用方法などを案内する図書館見学を実施	継続	
46	学校読書ボランティア研修	○学校読書ボランティアのスキルアップ研修	継続	
47	図書館ホームページ活用	○図書館HPを活用し、子どもと本との出会いを促す効果的な情報伝達方法の検討、実施	継続	
48	資料リスト作成	○講演・研修会、展示などの資料リストやテーマに応じたブックリストの作成、配布	継続	
49	読書相談カウンター設置	○中央図書館司書による読書相談の実施	新規	
50	石橋文化センター園内施設との連携	○石橋文化センター園内施設と連携した読み聞かせ等の実施	新規	

## 5 ネットワーク

No.	項目	内容	実施区分	担当・所管
51	進行管理	○施策実施状況を集約、HP掲載など公表手法の検討・実施	継続	中央図書館
52	連携協力	○市、関係機関などとの情報交換、連携支援	継続	

## 本文用語注記

- (注1) **ブックスタート** ……………3 頁  
すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動として、1992 年（平成 4 年）に英国で始められた事業。日本では、2000 年（平成 12 年）の「子ども読書年」に紹介された。久留米市では、子育て支援事業として 2002 年（平成 14 年）スタート。
- (注2) **「家読」** ……………3 頁  
「家読（うちどく）」とは「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んでコミュニケーションし「家族の絆づくり」をすることを目的としている。「家読」のやり方は、家族で本を読んで読んだ本について話をする事。
- (注3) **団体貸出** ……………3 頁  
地域における読書活動を行う団体（市内の各種機関など）に対して資料の提供及び活動支援を行う。
- (注4) **第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」** ……………3 頁  
子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成30年4月に閣議決定された。おおむね平成30～令和4年度にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/04/1403863.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/04/1403863.htm)
- (注5) **不読率** ……………3 頁  
1カ月に漫画、雑誌、教科書、参考書を除いて、全く本を読まない人の割合
- (注6) **「福岡県子ども読書推進計画」** ……………3 頁  
子どもの読書活動の推進を福岡県における教育行政施策として明確に位置付け、基本理念や施策推進のための基本的方針を示したもの。  
[http://www.lib.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/232198\\_52111325\\_misc.pdf](http://www.lib.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/232198_52111325_misc.pdf)（改訂版）
- (注7) **「久留米市新総合計画・第4次基本計画」** ……………3 頁  
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2040keikaku/3010sougou/4025kousou3/files/2015-0317-0845.pdf>
- (注8) **「久留米市教育振興プラン（仮称）」** ……………3 頁  
久留米市における学校教育を中核とした教育行政についての中期的事業プラン。『ともに未来を創る「くるめっ子」の育成』を目標とし、その具体的推進を目指す。令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とする。  
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>（※これ以降のアドレスは未定。）
- (注9) **学校図書館法の改** ……………4 頁  
学校図書館の利用促進のため「学校司書」を置くよう努めることとした。また、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。
- (注10) **学習指導要領の改訂** ……………4 頁

学校図書館などを計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することなどが記載された。

- (注11) 読書バリアフリー法** .....4 頁  
視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する法律。令和元年6月に公布・施行。
- (注12) ビブリオバトル・ビブリオトーク** .....5 頁  
発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に本を紹介する。それぞれの発表の後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを行う。全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものをビブリオバトルでは「チャンプ本」とする。
- (注13) 福岡県北筑後教育事務所の「読書活動応援隊事業」** .....5 頁  
小学生低学年の子どもを持つ保護者に対し、読書の啓発、読み聞かせ・家読の手法等の伝授を行う応援隊の派遣事業。
- (注14) 校区子育てサロン** .....6 頁  
各校区子育てサロンでの主任児童委員・ボランティア・子育て支援センター職員等による読み聞かせを定期的実施。
- (注15) 地域子育て支援センター** .....6 頁  
市内に9カ所あり、保育士を配置し子育てサロンや子育て相談、子育て支援情報の提供を行っている。絵本スペースの設置も進み絵本の読み聞かせも行われている。
- (注16) 全校一斉読書** .....7 頁  
学校等で朝の授業が始まる前などに、全校で一斉に本を読む活動。
- (注17) 司書教諭** .....7 頁  
司書教諭は、教諭として採用され司書教諭講習を終了した者で、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。学級数が合計12学級以上の学校には、司書教諭を置かなければならない。
- (注18) 学校図書館支援員** .....7 頁  
平成22年度から学校図書館の支援のため、1名の支援員を教育委員会学校教育課に配置した。
- (注19) 学校司書** .....7 頁  
学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する者。学校図書館法で法制化され、学校図書館への配置が「努力義務」として地方自治体などに課せられている。ただし、司書資格などの要件については規定がない。
- (注20) 図書再活用** .....8 頁  
図書館で除籍した書籍等を関係団体等で再活用すること。
- (注21) 本のたからばこ** .....8 頁  
読書や読み聞かせ等に役立つ資料を、学年別やテーマ別にセットにして、久留米市内の学童施設や学校へ貸出。
- (注22) ブックトーク** .....8 頁

- ひとつのテーマにそって選んだ数冊の本を順序よく紹介することで、読書への動機付けを図ること。
- (注23) 特別貸出** ……………8 頁  
 学校の授業等を支援するために、貸出期間や貸出冊数を超えて特別に貸し出しを行う制度。
- (注24) パスファインダー** ……………8 頁  
 あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した手引書。
- (注25) LLブック** ……………8 頁  
 障害のある人や母語を異にする人など読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本のこと。やさしくわかりやすく書かれた文章、絵記号、イラスト、写真などを使って作られている。
- (注26) ヤングアダルト** ……………16 頁  
 概ね13歳から19歳までの読者または図書館利用者。
- (注27) 「学校図書館の整備充実について」** ……………22 頁  
 文部科学省が「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」を踏まえ、学校図書館の運営等や学校司書の資格・養成等について定めたもの。平成28年11月29日に公表された。  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/02\\_mext\\_28monnkasyo1172\\_tosyokannijuujitu.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00019460/02_mext_28monnkasyo1172_tosyokannijuujitu.pdf)
- (注28) 学校図書館ガイドライン** ……………22 頁  
 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となる学校図書館の運営上の重要な事項について、望ましい在り方を示したガイドライン。
- (注29) ブラティスラヴァ世界絵本原画展** ……………23 頁  
 スロヴァキア共和国の首都ブラティスラヴァで2年毎に開催される世界最大規模の絵本原画コンクールでの受賞作品、日本からのノミネート作品などをはじめとする、絵本原画約200点の展覧会。
- (注30) ぼくとわたしとみんなの tupera tupera 絵本の世界展** ……………23 頁  
 亀山達矢と中川敦子による2人組ユニット tupera tupera の代表作である絵本の原画を中心に、立体やイラストレーション、映像作品など多彩な活動を紹介した展覧会。
- (注31) 病院内学級**……………24 頁  
 久留米大学病院内にある篠山小学校と城南中学校の病院学級。